

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成31年1月18日(金)

社会・援護局 障害保健福祉部

【目次】

1	平成31年度障害保健福祉部関係予算案について	1
2	障害者総合支援法等について	
	（1）平成31年度障害福祉サービス等報酬改定について	9
	（2）就学前の障害児の発達支援の無償化について	11
	（3）地方分権について	12
	（4）障害者手帳のカード化について	14
	（5）特別児童扶養手当等について	16
3	障害者の地域生活における基盤整備の推進について	
	（1）地域生活支援事業等について	19
	（2）防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等への対応について （社会福祉施設等施設整備費補助金）	23
	（3）障害者の就労支援について	24
	（4）相談支援の充実等について	46

(5)	平成29年度の障害者虐待に関する調査結果等について	53
(6)	発達障害支援施策の推進について	62
(7)	医療的ケア児等への支援について	70
(8)	障害者の芸術文化活動に対する支援について	73
(9)	視覚障害者等の読書環境の整備について	78
(10)	ヒアリングループ（磁気誘導ループ）の普及促進について	79
(11)	海外から渡航する補助犬使用者への対応について	80
(12)	障害者自立支援機器等の開発促進について	82
4	精神保健医療福祉施策の推進について	
(1)	地方公共団体による退院後支援等について	87
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について	90
(3)	依存症対策について	94
(4)	精神保健指定医制度の見直しについて	99
5	障害者差別解消法について	105

1 平成31年度障害保健福祉部関係 予算案について

平成31年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額 (30年度予算額) (31年度予算案)
1兆8,648億円 → 2兆22億円(+1,374億円、+7.4%)

【主な施策】※()内は平成30年度予算額

① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆4,542億円 (1兆3,317億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

(消費税率引上げに伴う改定率)	0.44%	
(障害福祉人材の処遇改善)	93.6億円	※1兆4,542億円の内数
(障害児の児童発達支援の無償化)	6.9億円	※1兆4,542億円の内数

② 地域生活支援事業等の拡充 495億円 (493億円) 【一部新規】

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。

③ 障害福祉サービスの提供体制の基盤整備 (施設整備費) 195億円 (72億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備や非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策の強化を図る。

(参考) 平成30年度2次補正予算案 50億円

障害者支援施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助する。

④ 医療的ケア児に対する支援

地域生活支援事業等のうち1.3億円(68百万円)及び75百万円(1.8億円)【一部新規】

医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

⑤ 教育と福祉の連携の推進 **地域生活支援事業等の内数【新規】**

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進等を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

⑥ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 **3.8億円(4.1億円)【一部新規】**

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施する。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療時間の短縮を図る等の取組を推進する。

⑦ 芸術文化活動の支援の推進 **3.0億円(2.8億円)**

障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月)を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。

⑧ 視覚障害者等の読書環境の向上 **3.8億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等の内数【一部新規】**

マラケシュ条約の批准(平成31年1月発効)や著作権法の改正(平成31年1月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対するICT機器やサピエの利活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

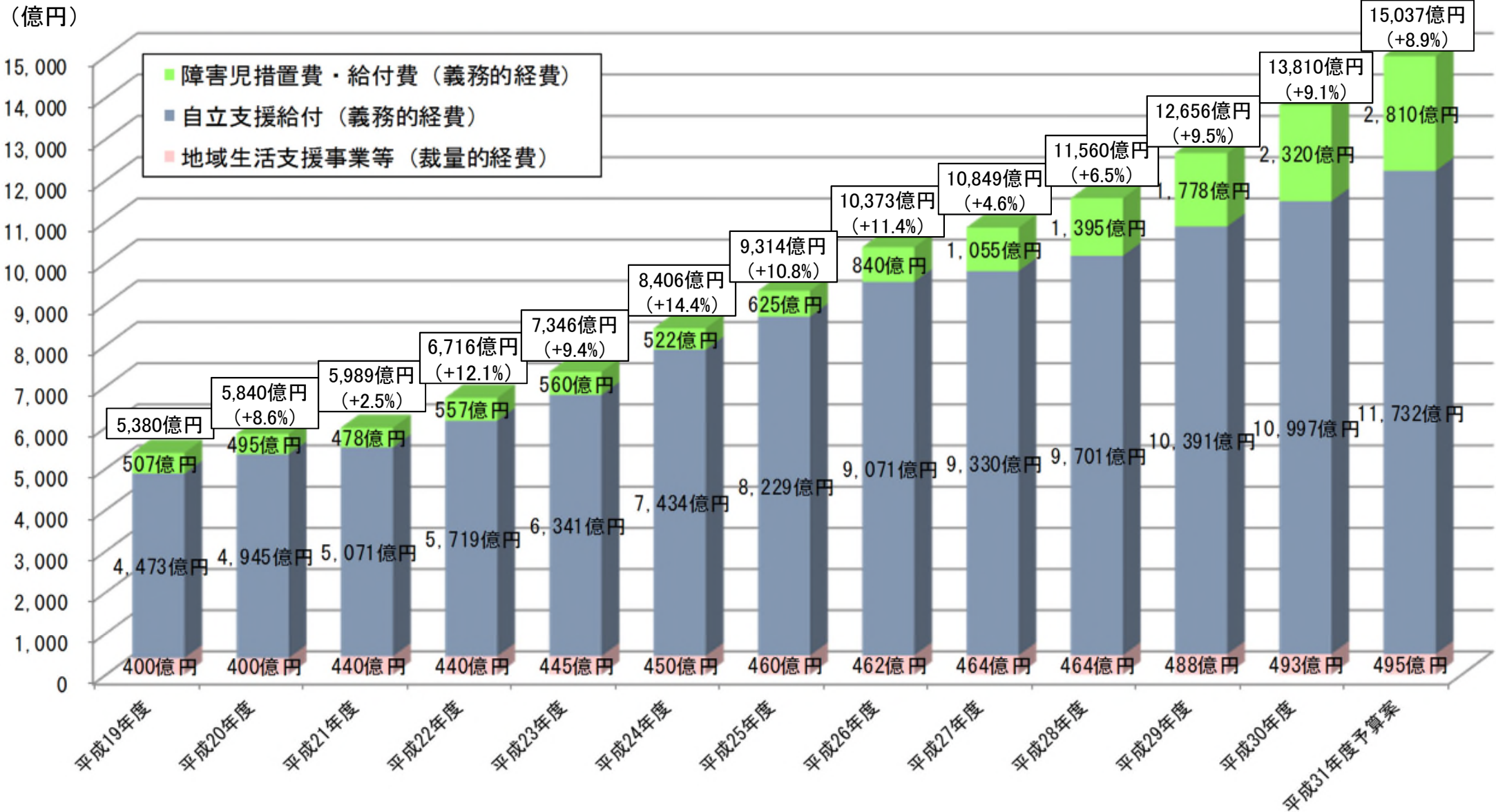
⑨ 障害者自立支援機器の開発の促進 **1.2億円(1.5億円)【一部新規】**

企業のシーズと障害者のニーズとのマッチングや機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組む企業に対する支援を強化する。

- ⑩ **障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施 15百万円【新規】**
障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。
- ⑪ **就労支援事業所等で働く障害者への支援の推進 5.6億円（3.6億円）**
就労継続支援事業所等の利用者の工賃や賃金を向上させるため、就労継続支援事業所等に対する経営改善支援や販路開拓等のための支援を促進する。
また、農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- ⑫ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5.7億円（5.6億円）【一部新規】**
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、地域住民の理解を深めるためのシンポジウムの開催等の普及啓発を実施する。
- ⑬ **アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.1億円（6.1億円）【一部新規】**
依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供機能の強化を図る。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。更に自助グループ等の民間団体への支援を充実する。
- ⑭ **災害からの復旧・復興への支援 13億円及び被災者支援総合交付金（177億円）の内数（22億円）**
東日本大震災により被災した社会福祉施設等の災害復旧に対する支援等を実施するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。また、熊本地震、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は12年間で約2.8倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

2 障害者総合支援法等について

(1)平成31年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成31年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成31年10月からの障害福祉サービス等報酬改定では以下の2点を実施する予定である。

- ① 消費税率引上げへの対応
- ② 「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善

①障害福祉サービス等報酬における消費税率10%引上げへの対応

<報酬改定率について>

○ 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

○ 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

○ 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

平成31年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

②「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善

○ 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

○ 「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の処遇改善については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

○ 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、その特性に応じ、勤続10年以上の介護福祉士等(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者)を算定基礎とし(国費90億円程度)、事業所内の配分に当たっては介護人材の処遇改善を参考に適切な対応を行う(2019年10月実施)。

○ なお、加算率の設定方法や事業所内での配分ルール等の運用面については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームで引き続き検討を行っているところである。

(2) 就学前の障害児の発達支援の無償化について

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

(平成30年12月28日付け事務連絡)

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

2. 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化する。

※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象とする。

※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

※措置による場合も無償化の対象とする。

3. 財政措置

- 就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応。
- 障害児入所給付費等国庫負担金の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行う。
(国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、障害児入所給付費：国1/2、都道府県1/2)
- 初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定。

(3) 地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施。(※)平成29年以前の提案で、30年中に措置されたものは除く

2018年度中に措置、又は検討・結論を得るとするもの

- 精神医療審査会の開催・議決について、予備委員の確保等に関する取組事例を周知
- 児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付決定が可能であることを明確化し、その旨を周知する方向で検討・結論

2019年中に措置するもの

- 精神通院医療の支給認定事務のうち、申請者の所得区分情報の審査に係る確認事務について、事務処理特例により市町村が処理することの効果・課題等を整理し、周知(2019年中)
 - 個人番号の記載を義務付けている以下の受給者証等の再交付申請手続について、個人番号の記載の省略(2019年中)
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則における障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、療養介護医療受給者証
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則における精神障害者保健福祉手帳
- (参考)対応方針
- 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証及び自立支援医療受給者証並びに療養介護医療受給者証
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する精神障害者保健福祉手帳

2019年以降に検討・結論を得るとするもの

- 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証について、性別の記載を削除することについて検討・結論（2019年中）
- 放課後等デイサービスの利用対象児童について、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえて検討・結論（2019年度中）
（参考）対応方針
放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 障害者支援施設等に対する施設監査について、監査事務を効率化する方向で検討・結論（2019年度中）
（参考）対応方針
障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 身体障害者手帳の再交付申請について、個人番号の記載の省略を検討・結論（2019年中）
（参考）対応方針
身体障害者福祉法施行規則において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 重度訪問介護について、常時介護を必要とする障害者の在宅就業支援の在り方を検討・結論（2020年度中）
（参考）対応方針
重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

その他

- 障害福祉サービスの事業等の基準等省令の今後の改正に当たって、早期に関連情報を提供し、公布するよう配慮

【背景】

- 障害者手帳のカード化については、当事者から、これまでも要望があったが、現行制度は手帳に情報を加筆していく仕様となっておりカード化の障壁となっていた。
- 他方、健康保険証のカード化などの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において必要な情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、障害者手帳のカード化の検討に着手することとした。

1. カード化に向けての検討方針


(現行の仕様)

① 身体障害者手帳(更新なし)

手帳所持者の基本的な情報に加え、補装具費の支給状況などを加筆していく仕様。

② 精神障害者保健福祉手帳(2年更新)

手帳所持者の基本的な情報に加え、更新日を加筆していく仕様。また、表紙や券面などの見えやすいところに精神障害者や等級の記載をしないなど、手帳所持者に配慮した様式。

 自治体の選択により、カード化を可能とする方向で検討。

[カード化する際の論点]

- ▷ 身体障害者手帳については、補装具費の支給状況等の記載方法や記載の必要性を検討。
- ▷ 精神障害者保健福祉手帳の更新日はカードの裏面に加筆していく仕様に。
- ▷ 手帳型の方が記載内容が外から見えにくいという利点もあるため、当事者が手帳型かカード型か好きな方を選択できる仕組みを検討。

2. カード型障害者手帳のイメージ

① 身体障害者手帳

表面：手帳所持者の基本情報や運賃割引の区分などを記載

85.60mm

22mm

27.5mm

53.98mm

写真

身体障害者手帳

〇〇県 第〇〇〇〇〇号

交付日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 厚生 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

保護者氏名

続柄 住所

障害名 視覚障害 視力の良い方の眼の視力が0.01以下

障害程度等級 1級

旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額 第一種身体障害者

〇〇県 印

裏面：備考欄は住所変更の際などに活用

備考	

注意事項

- この手帳の交付を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などが出来るだけのお世話をすることになっています。
- 医療や生活や職業などのことで相談されたいときや、つえ、義しなどが必要なときは、いつでも近くの市町村役場、福祉事務所、保健所、児童相談所などに御相談ください。
- 身体障害者福祉司、児童福祉司などが訪問させていただくことがあります。そのときには、御希望を述べて御相談ください。
- この手帳は、なくさないように大切に保管してください。
- 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。
- この手帳を万が一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
- この手帳は、他人に譲ったり貸したりしてはなりません。

② 精神障害者保健福祉手帳

表面：・手帳所持者の基本情報を記載
・券面には「障害者手帳」とのみ記載

写真

障害者手帳

氏名 厚生 花子

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

障害等級 1級

手帳番号 〇〇〇〇〇 号

交付日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県 指定都市 印

裏面：更新日を記載

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新	
(更新)	(更新)
(更新)	(更新)
(備考)	
1. 医療や生活などのことで相談したい時は、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などにご相談下さい。	
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。	
3. この手帳を万が一なくしたりしたときは再交付を申請してください。	
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。	
5. 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から市町村役場で行うことができます。	

(5) 特別児童扶養手当等について

特別児童扶養手当等の適正な事務処理について

- 特別児童扶養手当の支給については、昨年9月、国における事務処理誤りにより、支払手続きの一部遅滞が発生した。
- 国としては、自治体に対して支払事務に係る手続きについてメールで提出する際の様式の統一を図ることを周知するとともに、支払処理チェック体制の強化等により、再発防止に努めているところである。
- については、各都道府県、指定都市においては、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願い申し上げます。
- 一方、自治体での特別児童扶養手当等に関する不適切な事務処理事例が散見されている。このような事務処理が起こる原因を究明し、速やかに再発防止策を講じることが重要である。
- 各都道府県、指定都市においては、事務処理状況について改めて自主点検するなど再発防止に努めていただくとともに、管内の市町村に対して周知徹底及び指導方お願い申し上げます。

不適切な事務処理事例

A市

支給制限に係る所得の計算方法がシステム上で誤って設定されており、本来は控除すべき「純・雑損失の繰越控除」及び「先物取引に係る繰越損失」が控除されていない所得で算定されていたため、一部の受給者について誤って支給を停止していた。(特別児童扶養手当)

B県

認定診断書の様式が改正された際、管内市町村への周知に係る手続きが不十分であったため、数年間に渡って旧様式が使用されていた。(特別児童扶養手当)

C市

受給者の個人情報に記載された書類を県庁へFAXで送付しようとしたところ、宛先を間違えたため、個人情報漏洩した。(障害児福祉手当)

D市

担当者の事務が遅れたため、支払日に手当が支給されなかった。(特別障害者手当)

3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について

(1) 地域生活支援事業等について(平成31年度予算案)

- 平成31年度予算案における地域生活支援事業等補助金については以下の見直しを行い495億円を計上。

平成31年度予算案

平成31年度予算案ベースの事業メニューはP.20～P.22に掲載。

地域生活支援事業費等補助金	495億円	(平成30年度予算額493億円)	
(うち地域生活支援事業)	441億円	(平成30年度予算額451億円)	補助率：50/100以内
(うち地域生活支援促進事業)	54億円	(平成30年度予算額42億円)	補助率：1/2又は定額

主な見直し内容

実施要綱(案)については本年3月開催予定の「障害保健福祉関係主管課長会議」においてお示しする予定。

1. 地域生活支援事業

- (1) 「家庭・教育・福祉連携推進事業」【新設】 (市町村事業:任意事業)
- (2) 「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」【新設】 (都道府県事業:必須事業)
※「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」のメニュー事業として創設
- (3) 「障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業」【新設】 (都道府県事業:任意事業)
※「地域における障害者自立支援機器の普及促進」を廃止し、事業内容を見直し
- (4) 「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」【医療施設運営費等補助金へ移管】
※「広域的な支援事業」(都道府県:必須事業)の「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」の1メニューを移管

2. 地域生活支援促進事業

- (1) 「医療的ケア児等総合支援事業」【新設】 (実施主体:都道府県・市区町村 補助率:1/2)
※「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」(地域生活支援促進事業)は本事業に統合
※「医療的ケア児支援促進モデル事業」(児童保護費等補助金)は本事業に統合
- (2) 「発達障害診断待機解消事業」【新設】 (実施主体:都道府県・指定都市 補助率:1/2)
※「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」(地域生活支援促進事業)は本事業に統合
- (3) 「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」【新設】 (実施主体:都道府県・市区町村 補助率:定額)
- (4) 「障害者ICTサポート総合推進事業」【新設】 (実施主体:都道府県・指定都市・中核市 補助率:1/2)
※「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」(地域生活支援事業)を廃止し統合
- (5) 「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」【新設】 (実施主体:都道府県・指定都市・中核市 補助率:1/2)

平成31年度地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業

1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	日常生活用具給付等事業
8	手話奉仕員養成研修事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業者等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

平成31年度地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - (1) 発達障害者支援センター運営事業
 - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業
 - (1) 都道府県相談支援体制整備事業
 - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業(※)
 - (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

- 1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
 - (2) 相談支援従事者研修事業
 - (3) サービス管理責任者研修事業
 - (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
 - (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
 - (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
 - (7) 精神障害関係従事者養成研修事業
 - (8) 精神障害支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
 - (9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

- 2 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練
 - (3) 音声機能障害者発声訓練
 - (4) 児童発達支援センター等の機能強化等
 - (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
 - (6) 医療型短期入所事業所開設支援
 - (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
- 3 社会参加支援
 - (1) 手話通訳者の設置
 - (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 点字による即時情報ネットワーク
 - (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
 - (6) 奉仕員養成研修
 - (7) レクリエーション活動等支援
 - (8) 芸術文化活動振興
 - (9) サービス提供者情報提供等
 - (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業
 - (11) 企業CSR連携促進
- 4 就業・就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
 - (3) 一般就労移行促進
 - (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
- 5 重度障害者に係る市町村特別支援

平成31年度地域生活支援促進事業

○ 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業
 (補助率) 市町村事業: 国1/2 都道府県事業: 国1/2 又は 定額(10/10相当)

都道府県事業

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 13 成年後見制度普及啓発事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 14 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業 | 15 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 16 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 17 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業 (※) | 18 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 7 就労移行等連携調整事業 | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 8 障害者芸術・文化祭開催事業 (※) | 20 発達障害診断待機解消事業 |
| 9 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 | 21 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 10 医療的ケア児等総合支援事業 | 22 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業 (※) |
| 11 強度行動障害支援者養成研修事業 (基礎研修、実践研修) | 23 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 12 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 24 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |

注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

市町村事業

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 13 成年後見制度普及啓発事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 10 医療的ケア児等総合支援事業 | 25 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |

(2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等への対応について (社会福祉施設等施設整備費補助金)

現状と課題

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、以下3つの緊急対策を実施する。
 - ① 耐震化整備(緊急対策箇所数:約1,671カ所、期間:2020年度まで)
 - ② ブロック塀等の改修整備(緊急対策箇所数:約1,564カ所、期間:2019年度まで)
 - ③ 非常用自家発電設備整備(緊急対策箇所数:約298カ所、期間:2019年度まで)
- 一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう障害福祉サービス事業所等の基盤整備を図る。

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る予算と国庫補助協議における対応

- 社会福祉施設等施設整備費補助金*について、平成31年度当初予算案において195億円(対前年度123億円増)を計上している。
*平成30年度第2次補正予算案において50億円計上。
- 国庫補助協議においては、緊急対策を優先的に検討しつつ、あわせて通常整備を行っていくこととしているので、緊急対策等を踏まえ、これまで国庫補助協議を見送っていた老朽化による改築等の耐震化整備や、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備について、この機会に積極的に協議を行っていただくようお願いします。

(3) 障害者の就労支援について

① 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について

【市町村における調達方針の作成状況について】

- 障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という)を作成しなければならない。
- 調達方針の作成率は、都道府県が100%である一方、市町村では95.2%(平成29年度末時点)であり、未だに作成していない市町村もある。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村でも作成しなければならない。改めて調達方針の作成について徹底願いたい。

【障害者就労施設等からの調達の促進について】

- 平成29年度の国等における障害者就労施設等からの調達実績は、合計で約177億円であり、平成28年度から約6億円増加する一方で、前年度よりも実績が落ちている機関も散見される。
- 昨年11月に、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について(平成30年11月12日障障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)において依頼しているが、引き続き障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

【厚生労働省ホームページでの情報発信について】

- 上記の取組の参考として、現在、厚生労働省ホームページにて、全市町村の調達方針の作成状況、国・自治体の取組事例などを公表している。
- 昨年12月に全市町村の調達実績額や、国・都道府県・市町村等の担当・連絡先の公表を新たに実施するとともに、創意・工夫等している取組事例も順次ホームページ等を通じて発信するので、調達の促進にあたり参考にされたい。

②農福連携の推進について

- 農業分野と福祉の連携(農福連携)については、
 - 多様な農作業を通じて、様々な障害者がそれぞれの特性と得意な能力に沿った多様な業務に従事することができ、障害者の働く場の拡大につながる
 - 有機農法や6次産業化等による高品質な商品の開発が障害者の所得の増加につながるなどから、就労継続支援事業所等における賃金・工賃の向上とともに、農業従事者の減少、高齢化等が課題となっている農業分野における支え手の拡大にもつながる重要な取組である。
- 厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助予算(補助率:10/10)を確保し、
 - 障害者施設での農業技術に係る指導・助言
 - 6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣
 - 農福連携マルシェの開催
 - 農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援などの取組を支援しており、これらの支援は、地域住民との交流等にも繋がっている。
- 来年度においても本年度と同様に、全都道府県での実施が可能となるよう、2.7億円の予算を確保することとしているので、実施していない都道府県においては、当該予算を活用した農福連携の取組を検討していただきたい。
- また、当該予算事業を活用した支援を行う際には、工賃・賃金の向上も図れるように、例えば、農福連携マルシェの開催は、「農業生産者と連携して実施する」、「商談会と併せて実施する」、「オリンピック・パラリンピックのホストタウンや選手村の所在地で開催し、国内外の普及も図る」など、常に障害者の工賃・賃金の向上を意識した取組を行っていただきたい。

③障害者の工賃・賃金の向上について

- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労していただけるよう支援するとともに、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所での工賃・賃金の水準が向上するよう支援することが必要である。
- 就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額(平成29年度)は、増加傾向にあるものの、15,603円となっており、障害者が自立した生活を送るためには未だ十分とは言えず、一層の工賃の向上が求められる。また、就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額(平成29年度)は74,085円となっているが、障害者が安心して働き続けられるように生産活動収支から賃金を支払えるようになることを原則とし、一層の賃金の向上を目指すべきである。
- 厚生労働省では、工賃・賃金の向上を図るため、工賃向上計画支援等事業において予算補助による支援を実施してきている。来年度からは、経営改善計画書を提出している就労継続支援A型事業所に対する経営改善支援を全都道府県で実施できるよう必要な予算額を確保(工賃向上計画支援等事業の基本事業:対前年度+2億円)することとしているので、都道府県におかれては、管内の指定都市及び中核市が指定した事業所も含めて経営改善支援の対象とし、事業を実施していただきたい。
- また、厚生労働省においても、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を個別に支援し、その事例を周知・展開するモデル事業を本年度に続き来年度も実施する。今後、経営改善をした実事例集や経営改善支援を行う上で参考となる経営改善のポイント等を整理し、今年度中に各都道府県にお送りするので、各都道府県におかれても、引き続き障害者が地域で自立した生活が送れるよう、指導だけでなく、運営の支援もこれらの教材を参考に積極的に行っていただくようお願いする。

障害者就労施設等からの調達実績

(平成25年度(法施行後)から平成29年度)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		増減 (28'→29')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	5,875	8.51億円	106	+0.34億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.40億円	6,847	13.15億円	1,028	+2.75億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	24,814	27.51億円	1,174	+2.35億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	95,288	124.22億円	15,427	+0.37億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	85,080	3.90億円	83,079	+0.33億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	217,904	177.29億円	100,814	+6.14億円

市区町村の調達方針作成状況(平成29年度)

※平成30年3月31日時点

	対象市区町村	作成済市区町村	未作成市区町村	作成割合
全国計	1,741	1,657	84	95.2%
北海道	179	137	42	76.5%
青森県	40	40	0	100.0%
岩手県	33	31	2	93.9%
宮城県	35	33	2	94.3%
秋田県	25	25	0	100.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	53	6	89.8%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	34	1	97.1%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	53	1	98.1%
東京都	62	56	6	90.3%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	28	2	93.3%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	作成済市区町村	未作成市区町村	作成割合
三重県	29	29	0	100.0%
滋賀県	19	15	4	78.9%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	38	3	92.7%
奈良県	39	39	0	100.0%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	26	1	96.3%
広島県	23	22	1	95.7%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	34	0	100.0%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	44	1	97.8%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	39	4	90.7%
沖縄県	41	34	7	82.9%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

国による障害者就労施設等からの調達実績

(単位：千円)

府省庁名	平成28年度		平成29年度		前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
内閣府	44	6,136	46	6,951	2	815
内閣官房・内閣法制局	17	1,143	20	1,204	3	61
人事院	1	75	22	1,053	21	978
宮内庁	45	7,249	45	2,884	0	▲4,365
公正取引委員会	17	1,592	23	1,428	6	▲163
警察庁	73	11,666	75	4,810	2	▲6,857
金融庁	10	908	15	1,502	5	594
消費者庁	6	1,177	2	422	▲4	▲755
個人情報保護委員会	2	123	0	0	▲2	▲123
復興庁	4	142	2	81	▲2	▲62
総務省	53	25,144	74	26,683	21	1,540
法務省	243	26,257	284	27,754	41	1,497
外務省	5	776	10	3,786	5	3,009
財務省	352	61,606	342	68,679	▲10	7,073
文部科学省	79	98,021	60	90,382	▲19	▲7,639
厚生労働省	3,497	364,810	3,363	365,278	▲134	468
農林水産省	121	17,185	111	18,967	▲10	1,781
経済産業省	117	16,888	119	15,789	2	▲1,099
国土交通省	582	69,670	757	86,920	175	17,250
環境省	50	3,485	72	8,015	22	4,530
防衛省	397	68,341	373	62,580	▲24	▲5,761
会計検査院	11	579	8	496	▲3	▲83
衆議院	14	1,657	12	1,445	▲2	▲212
参議院	11	847	12	1,069	1	222
国立国会図書館	8	29,597	16	50,660	8	21,063
最高裁判所	10	1,751	12	1,736	2	▲15
合計	5,769	816,827	5,875	850,575	106	33,748

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績

(単位：千円)

	平成28年度		平成29年度		前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	514	119,039	606	140,834	92	21,794
青森県	218	50,159	206	48,113	▲ 12	▲2,045
岩手県	224	18,931	283	15,887	59	▲3,044
宮城県	466	18,752	463	18,888	▲ 3	136
秋田県	15	9,378	18	11,809	3	2,432
山形県	433	22,641	495	17,951	62	▲4,690
福島県	191	29,022	170	29,983	▲ 21	961
茨城県	399	12,354	460	21,616	61	9,261
栃木県	410	23,637	487	26,445	77	2,808
群馬県	2,002	67,391	1,410	41,366	▲ 592	▲26,026
埼玉県	528	86,146	646	99,385	118	13,239
千葉県	298	20,176	272	20,944	▲ 26	769
東京都	961	684,282	1,120	906,574	159	222,292
神奈川県	384	59,521	526	77,713	142	18,192
新潟県	1,217	113,532	1,287	49,472	70	▲64,061
富山県	851	7,569	937	8,350	86	781
石川県	150	11,402	158	11,484	8	82
福井県	294	27,070	305	31,955	11	4,885
山梨県	130	14,243	143	12,395	13	▲1,848
長野県	524	34,842	563	31,769	39	▲3,074
岐阜県	262	22,032	310	31,953	48	9,921
静岡県	580	59,685	528	53,944	▲ 52	▲5,741
愛知県	265	7,497	237	11,786	▲ 28	4,289
三重県	428	40,894	477	29,115	49	▲11,779

	平成28年度		平成29年度		前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
滋賀県	457	24,724	547	27,217	90	2,493
京都府	152	46,538	174	47,739	22	1,200
大阪府	674	169,171	631	170,606	▲ 43	1,434
兵庫県	739	34,215	656	39,706	▲ 83	5,491
奈良県	138	27,229	118	22,876	▲ 20	▲4,353
和歌山県	93	24,065	91	29,769	▲ 2	5,703
鳥取県	1,241	24,576	1,106	23,802	▲ 135	▲774
島根県	472	31,203	500	31,989	28	786
岡山県	280	20,927	347	18,731	67	▲2,197
広島県	721	30,796	1,132	32,857	411	2,061
山口県	185	16,062	195	16,235	10	173
徳島県	513	44,587	538	49,724	25	5,137
香川県	262	7,577	252	8,447	▲ 10	869
愛媛県	112	8,295	116	14,823	4	6,528
高知県	1,344	35,779	1,395	39,058	51	3,279
福岡県	569	115,411	714	119,358	145	3,947
佐賀県	789	42,092	811	44,087	22	1,995
長崎県	136	20,323	169	17,463	33	▲2,860
熊本県	252	24,456	235	24,955	▲ 17	499
大分県	495	47,391	456	47,057	▲ 39	▲334
宮崎県	131	101,907	127	105,567	▲ 4	3,660
鹿児島県	2,039	12,453	2,293	14,863	254	2,411
沖縄県	102	46,515	104	54,792	2	8,276
合計	23,640	2,516,492	24,814	2,751,452	1,174	234,960

市町村による障害者就労施設等からの調達実績

(単位：千円)

	平成28年度		平成29年度		前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	7,305	940,171	10,684	1,041,441	3,379	101,270
青森県	1,005	97,244	940	113,479	▲ 65	16,235
岩手県	981	59,083	1,084	61,475	103	2,392
宮城県	7,418	135,967	5,693	133,535	▲ 1,725	▲2,432
秋田県	382	41,012	497	53,437	115	12,425
山形県	608	38,050	1,195	52,124	587	14,074
福島県	1,688	73,735	952	48,269	▲ 736	▲25,467
茨城県	466	77,292	442	95,452	▲ 24	18,160
栃木県	735	60,142	672	59,296	▲ 63	▲846
群馬県	1,215	184,384	1,371	178,101	156	▲6,282
埼玉県	880	459,800	1,007	468,021	127	8,221
千葉県	790	126,964	872	132,925	82	5,961
東京都	6,127	2,549,820	6,162	2,477,387	35	▲72,433
神奈川県	1,734	309,664	1,863	349,821	129	40,157
新潟県	3,035	502,409	2,524	306,640	▲ 511	▲195,769
富山県	240	48,683	275	46,093	35	▲2,590
石川県	588	71,715	677	73,892	89	2,178
福井県	829	130,752	678	130,714	▲ 151	▲37
山梨県	473	24,142	424	24,360	▲ 49	218
長野県	2,459	114,199	11,041	112,320	8,582	▲1,879
岐阜県	3,038	114,788	2,153	119,750	▲ 885	4,962
静岡県	2,485	240,392	9,372	236,751	6,887	▲3,641
愛知県	2,860	826,724	8,071	911,498	5,211	84,774
三重県	508	56,305	540	57,694	32	1,389

	平成28年度		平成29年度		前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
滋賀県	1,159	107,287	640	82,187	▲ 519	▲25,100
京都府	1,003	406,528	1,104	409,169	101	2,641
大阪府	2,647	650,433	2,651	708,039	4	57,605
兵庫県	1,351	1,142,280	1,772	1,092,959	421	▲49,321
奈良県	236	52,642	478	57,391	242	4,749
和歌山県	298	119,010	522	120,843	224	1,833
鳥取県	1,648	89,752	847	81,880	▲ 801	▲7,872
島根県	480	70,917	763	78,490	283	7,573
岡山県	2,513	144,063	1,854	149,107	▲ 659	5,044
広島県	733	192,552	627	212,545	▲ 106	19,993
山口県	710	149,690	760	156,216	50	6,526
徳島県	477	35,782	632	36,932	155	1,150
香川県	800	57,841	879	67,190	79	9,349
愛媛県	665	59,533	587	56,616	▲ 78	▲2,917
高知県	6,275	109,363	779	110,133	▲ 5,496	770
福岡県	2,456	624,982	2,439	644,886	▲ 17	19,904
佐賀県	435	75,233	413	85,161	▲ 22	9,928
長崎県	4,103	188,575	4,543	192,406	440	3,831
熊本県	1,293	240,039	1,356	178,414	63	▲61,625
大分県	586	193,899	748	207,252	162	13,353
宮崎県	366	50,356	370	51,101	4	744
鹿児島県	720	110,049	593	122,922	▲ 127	12,873
沖縄県	1,058	230,391	742	235,709	▲ 316	5,318
合計	79,861	12,384,632	95,288	12,422,026	15,427	37,393

公務部門における障害者雇用に関する基本方針(抄)

(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係会議決定)

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ. 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

(4) 地方公共団体に対する対応

地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大に向け、上記の取組について、各地方公共団体の実情に応じ、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。その際、厚生労働省は、上記（1）に記載された支援を踏まえつつ、対応について検討する。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成30年度予算額
269,310千円

平成31年度予算案
→ 269,310千円

差引増▲減額
±0千円

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの開催※委託による実施可

専門家の派遣等の支援等※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農福連携による就農促進プロジェクト実施状況（平成28年度～平成30年度）

平成28年度

平成28年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目			
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)その他
28	22	13	20	7

平成29年度から農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援に加え、好事例収集などによる障害者就労施設への意識啓発、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を追加

平成29年度

平成29年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
40	31	17	33	13	19

平成30年度

平成30年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
42	32	17	35	15	22

農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成30年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道	○		○		
青森県			○		
岩手県	○	○	○		○
宮城県	○		○		
秋田県	-	-	-	-	-
山形県	○			○	○
福島県	○	○	○		○
茨城県	-	-	-	-	-
栃木県			○		
群馬県	○	○	○		○
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	○	○	○	○	
新潟県	○		○	○	○
富山県			○		○
石川県	○		○		
福井県	○		○		
山梨県				○	○
長野県	○		○	○	○
岐阜県	-	-	-	-	-
静岡県	○	○	○		○
愛知県	○		○	○	
三重県		○	○		○

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
滋賀県	○	○		○	○
京都府	○	○	○	○	○
大阪府			○		○
兵庫県	○		○	○	
奈良県	○	○	○		
和歌山県	○	○	○		○
鳥取県	○		○		○
島根県	○		○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○
広島県	○				
山口県			○		
徳島県	○	○	○		○
香川県	-	-	-	-	-
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県		○	○		○
福岡県		○	○		
佐賀県				○	
長崎県	○	○	○	○	
熊本県	○		○	○	○
大分県	○		○		
宮崎県	○		○		
鹿児島県	○	○	○		○
沖縄県	○		○		
計	32	17	35	15	22

※平成30年度は補助金を活用して42道府県が事業実施（香川県、岐阜県は地域生活支援事業で実施しており、当該補助事業以外で実施しているため、実質44道府県で実施）

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取り組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金:約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取り組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万6千円

(事例2)

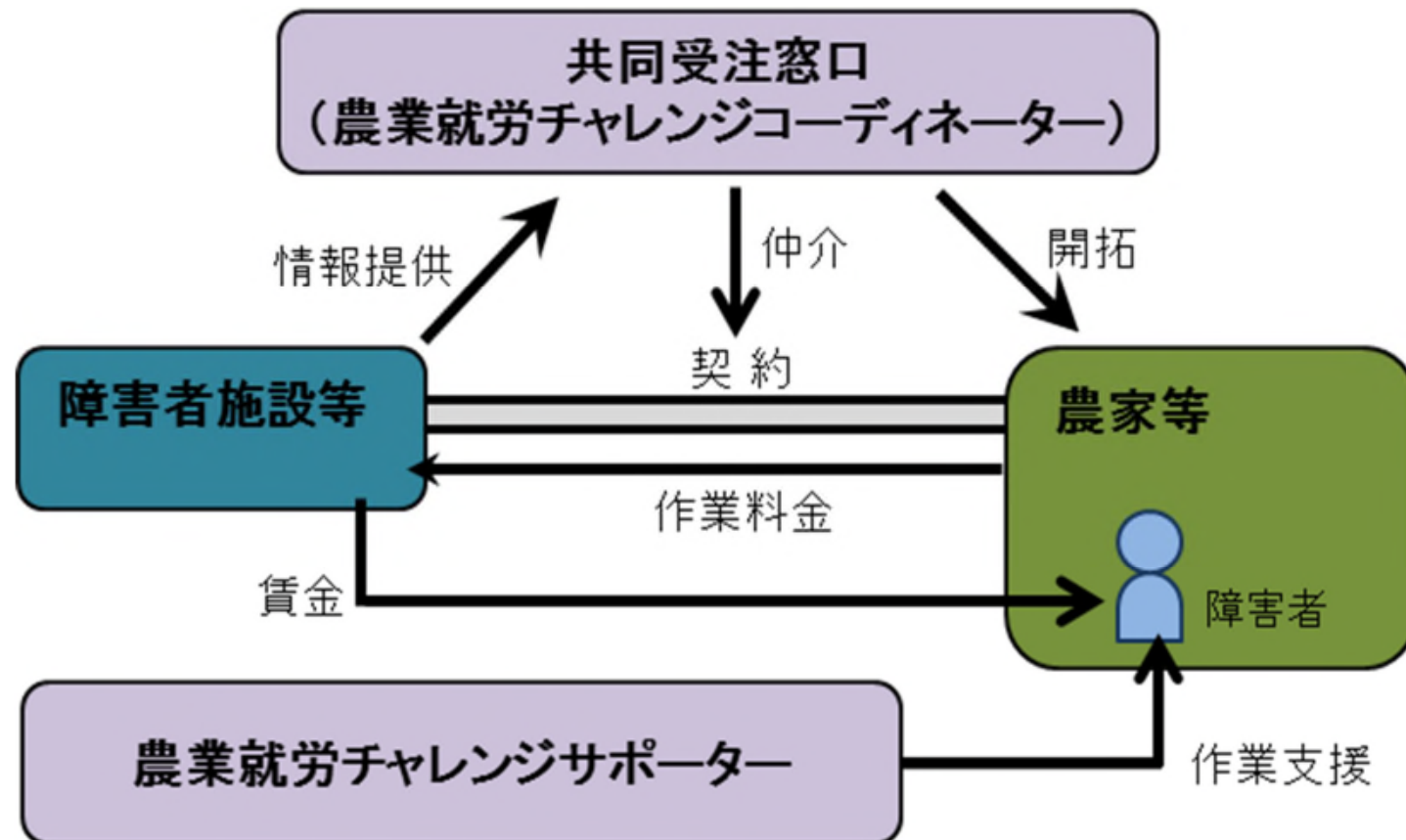
- 当該事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万7千円



農家での施設外就労

※長野県の例

- 登録制の農業就労チャレンジコーディネーターが、**農家等の開拓、施設との仲介等の活動を実施。**
- 施設外就労が実現した場合、農業就労チャレンジサポーターを派遣し作業支援を実施。



派遣先で農作業支援を行う
農業就労チャレンジサポーター

参考) 経済財政運営と改革の基本方針2018・未来投資戦略2018

【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4) 暮らしの安全・安心

③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 — 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成30年6月15日）（抄）】

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(3)新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

ア) 経営体の育成・確保

- ・農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円/月額)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	68,482	70,489	102.9%
青森県	62,511	62,496	100.0%
岩手県	71,245	75,144	105.5%
宮城県	65,118	71,476	109.8%
秋田県	66,128	64,167	97.0%
山形県	68,868	72,994	106.0%
福島県	71,370	69,917	98.0%
茨城県	85,257	82,361	96.6%
栃木県	64,127	66,095	103.1%
群馬県	68,653	66,511	96.9%
埼玉県	68,869	70,379	102.2%
千葉県	66,306	69,372	104.6%
東京都	91,417	90,407	98.9%
神奈川県	81,002	78,869	97.4%
新潟県	65,717	67,220	102.3%
富山県	60,468	61,412	101.6%
石川県	67,639	67,889	100.4%
福井県	76,391	79,910	104.6%
山梨県	67,520	66,261	98.1%
長野県	83,669	85,874	102.6%
岐阜県	70,017	70,600	100.8%
静岡県	70,347	71,575	101.7%
愛知県	74,298	76,269	102.7%
三重県	68,828	72,171	104.9%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	83,945	84,750	101.0%
京都府	88,848	88,148	99.2%
大阪府	71,739	76,493	106.6%
兵庫県	77,399	80,347	103.8%
奈良県	71,216	72,434	101.7%
和歌山県	92,525	89,939	97.2%
鳥取県	80,551	82,659	102.6%
島根県	84,638	84,631	100.0%
岡山県	72,369	75,096	103.8%
広島県	86,595	84,549	97.6%
山口県	74,159	77,583	104.6%
徳島県	63,303	66,218	104.6%
香川県	69,053	69,712	101.0%
愛媛県	63,125	66,058	104.6%
高知県	84,309	88,205	104.6%
福岡県	69,391	69,771	100.5%
佐賀県	82,443	82,547	100.1%
長崎県	80,077	82,339	102.8%
熊本県	65,019	69,621	107.1%
大分県	79,077	78,807	99.7%
宮崎県	59,224	61,392	103.7%
鹿児島県	62,984	66,547	105.7%
沖縄県	64,619	63,769	98.7%
全国平均	70,720	74,085	104.8%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円/月額)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	18,289	18,810	102.8%
青森県	13,369	13,559	101.4%
岩手県	18,808	18,982	100.9%
宮城県	18,695	17,862	95.5%
秋田県	14,965	15,169	101.4%
山形県	11,430	11,016	96.4%
福島県	14,425	14,602	101.2%
茨城県	12,501	13,198	105.6%
栃木県	16,157	16,612	102.8%
群馬県	16,860	17,139	101.7%
埼玉県	14,492	14,517	100.2%
千葉県	13,769	14,308	103.9%
東京都	15,349	15,752	102.6%
神奈川県	13,677	14,047	102.7%
新潟県	14,510	14,472	99.7%
富山県	15,127	15,645	103.4%
石川県	16,783	16,552	98.6%
福井県	22,128	22,312	100.8%
山梨県	15,846	15,741	99.3%
長野県	15,246	15,787	103.6%
岐阜県	13,718	14,010	102.1%
静岡県	15,159	15,675	103.4%
愛知県	14,812	15,297	103.3%
三重県	14,346	14,915	104.0%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	18,038	18,156	100.7%
京都府	16,855	16,724	99.2%
大阪府	11,209	11,575	103.3%
兵庫県	14,007	14,041	100.2%
奈良県	15,411	15,206	98.7%
和歌山県	16,489	16,565	100.5%
鳥取県	17,169	18,312	106.7%
島根県	18,994	19,133	100.7%
岡山県	13,691	14,160	103.4%
広島県	15,892	16,038	100.9%
山口県	16,730	17,289	103.3%
徳島県	20,876	21,465	102.8%
香川県	14,673	15,445	105.3%
愛媛県	16,260	16,264	100.0%
高知県	19,629	19,694	100.3%
福岡県	13,539	13,841	102.2%
佐賀県	18,263	18,419	100.9%
長崎県	15,919	16,389	102.9%
熊本県	13,924	14,490	104.1%
大分県	16,823	17,101	101.7%
宮崎県	17,960	18,585	103.5%
鹿児島県	15,239	16,174	106.1%
沖縄県	14,704	14,940	101.6%
全国平均	15,295	15,603	102.0%

(注) 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

工賃向上計画支援等事業の概要

平成30年度予算額 359,513千円	→	平成31年度予算案 560,363千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +200,850千円
------------------------	---	--	----------------------

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

新④販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

(就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究)

平成30年度予算額
11,741千円

平成31年度予算案
→ 11,741千円

差引増▲減額
±0千円

(障害者総合支援事業費補助金)

事業目的

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県とも連携して実施することで、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援する。

実施主体

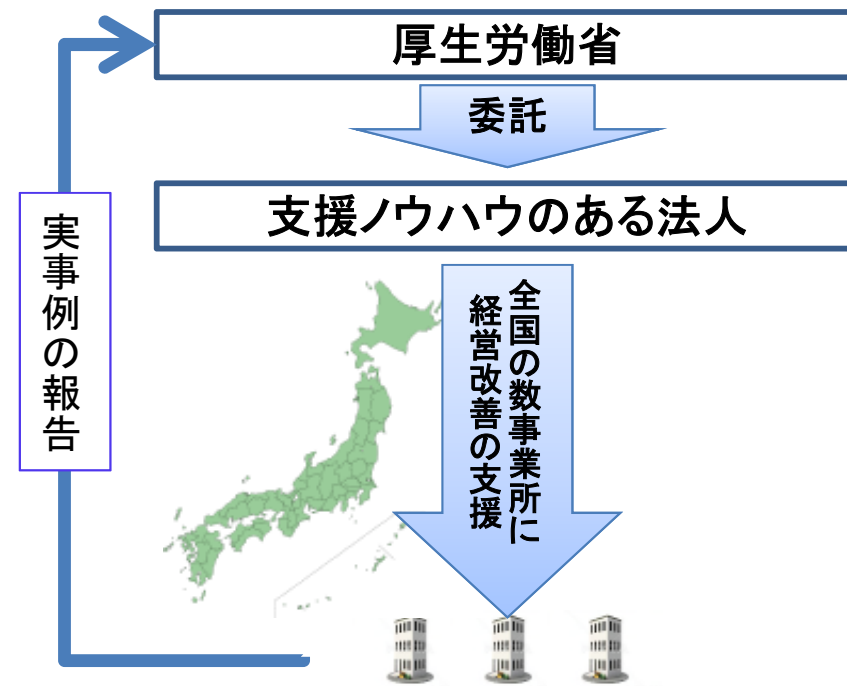
○社会福祉法人、NPO法人、民法法人、株式会社等

事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
- ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県と連携した経営改善等支援の実施(訪問支援：5箇所実施)
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった実事例の国への報告

<事業のスキーム>



社会福祉法人青山21げんきファーム(就労継続支援A型)

・地域農業の担い手として、また精神障害者の就労機会の場として立ち上げ

生産活動：トマトの生産・販売、
花苗の生産、環境整備等

賃金向上に繋がる取り組み

高品質:トマトは糖度について全量検査することで品質を担保し、リピーターを獲得している。

安定利用:体調の波がある利用者もいるが、やりがいのある仕事、役割をもたせることで安定利用に繋げている。

その他:賃金は努力やモチベーションを反映。平成29年度は4名が一般就労。

	現員	平均賃金月額	生産活動年間売上
平成28年度	15人	73,300円	2,771万円
平成27年度	15人	63,030円	2,611万円
平成26年度	15人	48,789円	2,128万円

利用者の主たる障害(平成28年度)

身体	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他
1人	3人	10人	0人	0人	0人	0人



ケアパーク金沢株式会社 ハスネテラス(就労継続支援B型)

・2014年の開設以来、売り上げを順調に伸ばし、平均工賃月額は8倍

生産活動：食品製造・販売

工賃向上に繋がる取り組み

設備投資：おしゃれな外観、専門的な厨房設備、売上管理のためのPOSレジ、注文用タブレットなど

高品質商品の提供：専門職の配置、メニュー設定や雰囲気作り

営業努力：年中無休で11:00～21:00の開店、SNSや情報誌による情報発信

その他：やりがいが見られる工賃設定、目標工賃達成指導員の配置

	現員	平均工賃月額	生産活動年間売上
平成28年度	8人	72,194円	5,699万円
平成27年度	4人	42,391円	4,974万円
平成26年度	3人	9,080円	3,000万円

利用者の主たる障害(平成28年度)

身体	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他
0人	7人	0人	0人	1人	0人	0人



(4) 相談支援の充実等について

【基幹相談支援センターの設置促進及び充実強化について】

- 平成30年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。【地域生活支援事業実施要綱を改正】
- 主任相談支援専門員については、平成30年度より、国による直接養成を実施(平成31年1月)しており、平成32年度においても引き続き養成を行う予定である。
- 各都道府県における主任相談支援専門員の養成にあたっては、養成研修に係る実施要綱を平成30年度末を目途に発出する予定のため、平成31年度以降は準備が整った都道府県から養成を始められたい。
- さらに、基幹相談支援センターの設置促進を図る観点から、先行事例の収集・整理・分析を行い、未設置自治体が設置する際の参考となる手引きを作成しているところであり、平成30年度末にお知らせする予定である。
- 平成31年度においては、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成する予定である。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について】

- 平成31年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。
- サービス管理責任者等の配置に関して、「事業の開始後1年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置については、平成31年3月31日をもって終了となるので留意されたい(「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者等」(平成18年9月29日厚生労働省告示544号))。
- 都道府県においては、新たな研修制度に基づくサービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただくとともに、猶予措置終了に配慮した受講者決定時の優先順位の設定に努められたい。

【相談支援従事者研修制度の見直しに関する今後の取り扱いについて】

- 相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、平成31年度より、各都道府県において実施する研修について改正を予定していたところであるが、社会保障審議会障害者部会(平成30年10月24日)において、「あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理」すること等とされたことから、改正を延期することとした。
- 今後、障害当事者、相談支援専門員、学識経験者等による検討会を設置し、必要に応じ、研修カリキュラムの修正や障害当事者の受講に伴う配慮等についての検討を行ったうえで、あらためて研修内容等についてお知らせする。なお、各都道府県が実施する研修の実施時期については、2020年度以降とする。

【相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修の実施時期について】

- 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修を都道府県において中心的に実施する者を養成するために、相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修を実施している。
- 平成31年度においては、サービス管理責任者等の研修制度が見直されること、相談支援従事者研修については上記検討会により議論された結果を反映することを踏まえ、例年の開催時期を変更し、以下の時期に開催することとする。
 - ・ 相談支援従事者指導者養成研修 例年:6月中旬 → 平成31年度:9月中旬
 - ・ サービス管理責任者指導者養成研修 例年:9月中旬 → 平成31年度:6月中旬
- ※ 詳細な日程については、障害保健福祉主管課長会議にてお知らせする予定。
- 各都道府県においては、各指導者養成研修の開催時期が例年と異なることを踏まえ、各受講者の選定及び派遣についてご留意いただきたい。あわせて、各都道府県において設定している研修回数等について、管内のニーズを十分踏まえ、適切に実施いただきたい。

主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額 13,766千円 → 平成31年度予算案 14,803千円

概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

事業内容等

【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間、参加者200名程度)
- ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成

※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)

事業	H30年度	H31年度	H32年度
1. 主任相談支援専門員養成関係	制度創設 ・主任相談支援専門員養成テキストの作成	・国による養成実施	・都道府県による養成開始
2. 基幹相談支援センター設置促進関係	・設置促進のための手引きの作成	・市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進 モニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成	・ガイドラインを参考に取組を推進

基幹相談支援センターの役割のイメージ

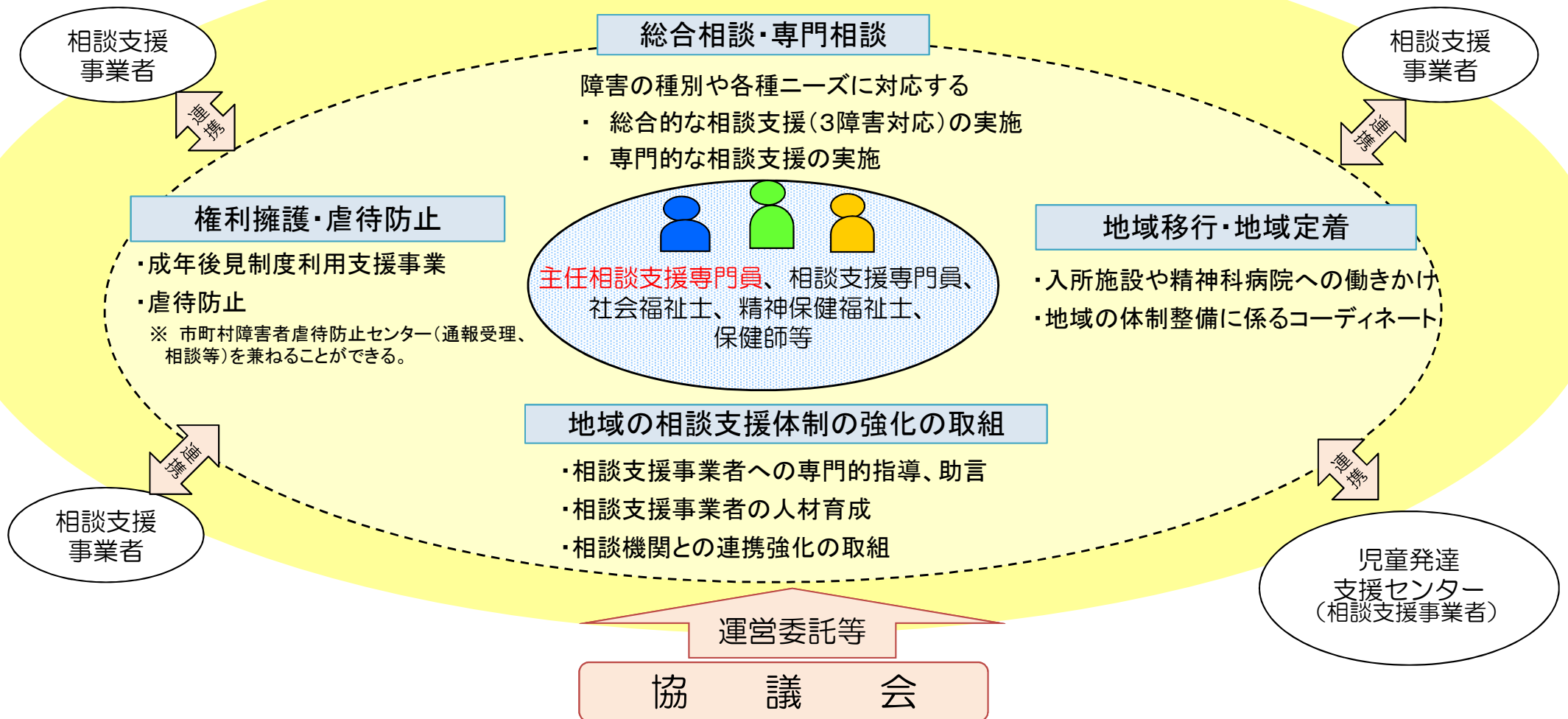
基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

基幹相談支援センター

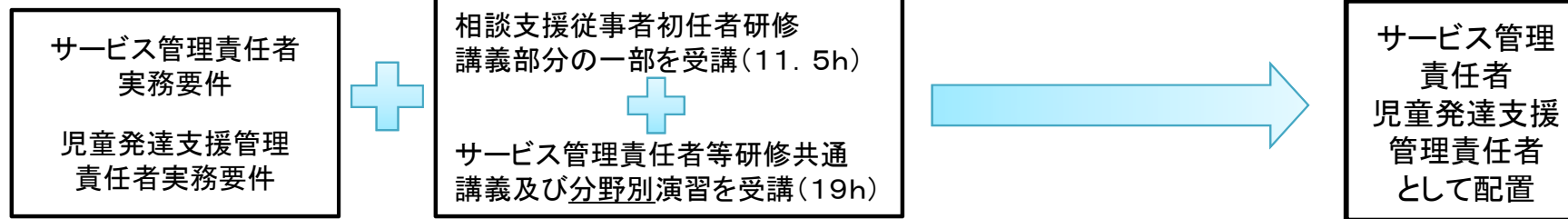
【平成29年度設置市町村数:518】
(一部共同設置)



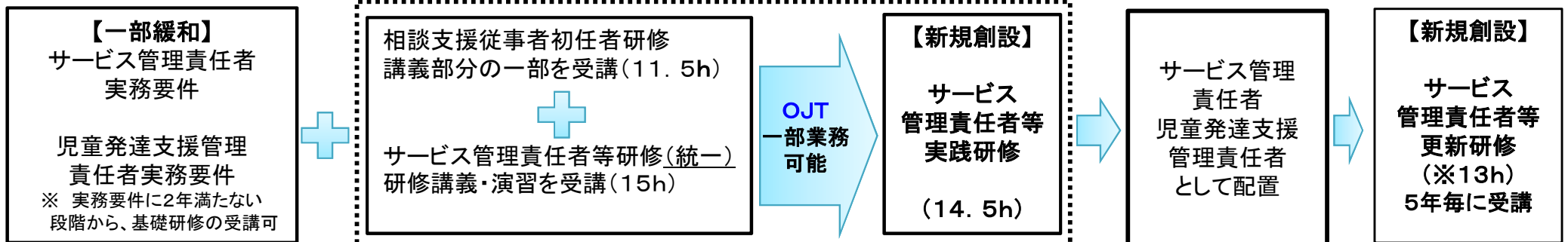
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

※ 平成36年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31~33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(H30年3月2日)以降 の状況及び今後の対応方針(案)について

(指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。



(検討の方向性)

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)・24時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

(施行時期等)

- 検討に要する期間を考慮し、都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

(5) 平成29年度の障害者虐待に関する調査結果等について 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

【平成29年度の障害者虐待に関する調査結果及び、調査結果等を踏まえた留意事項について】

- 平成30年12月26日に公表した平成29年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待はほぼ横ばいの一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成28年度と比較して虐待と判断された件数は16%増加(401件→464件)となっている。

参考:「平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00001.html)

- 施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

参考:障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)関係予算 6.1億円(平成31年度予算案)

【成年後見制度の利用促進について】

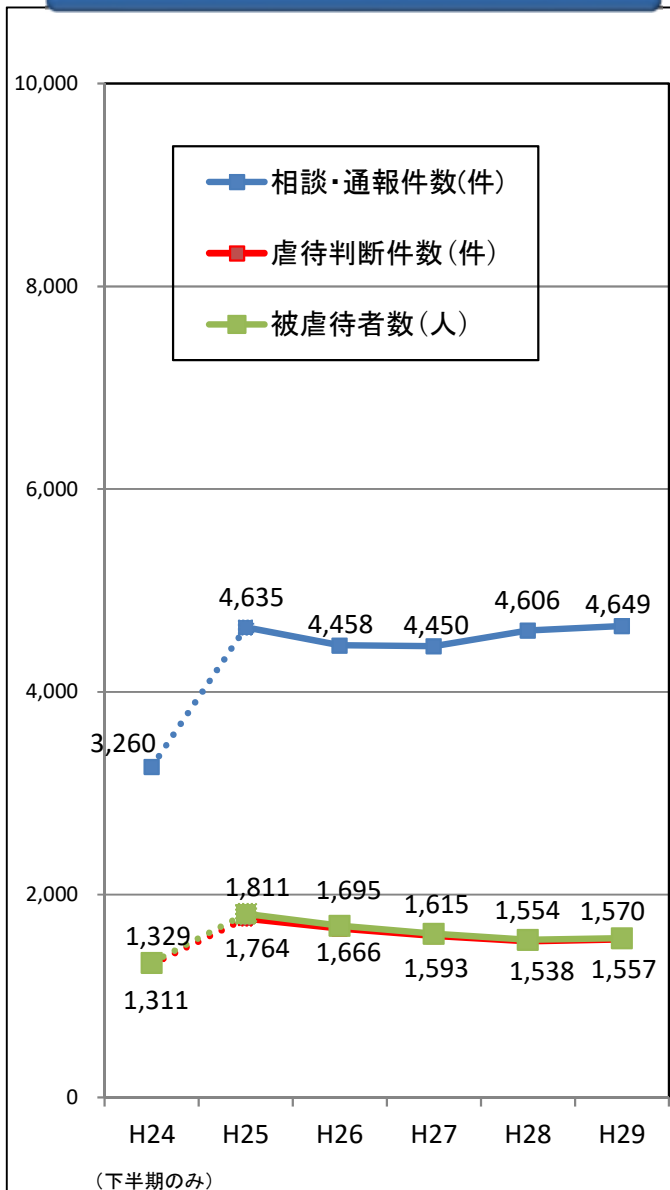
- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府においては平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定したところである。この基本計画を踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。

参考:障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助金495億円の内数(平成31年度予算案)

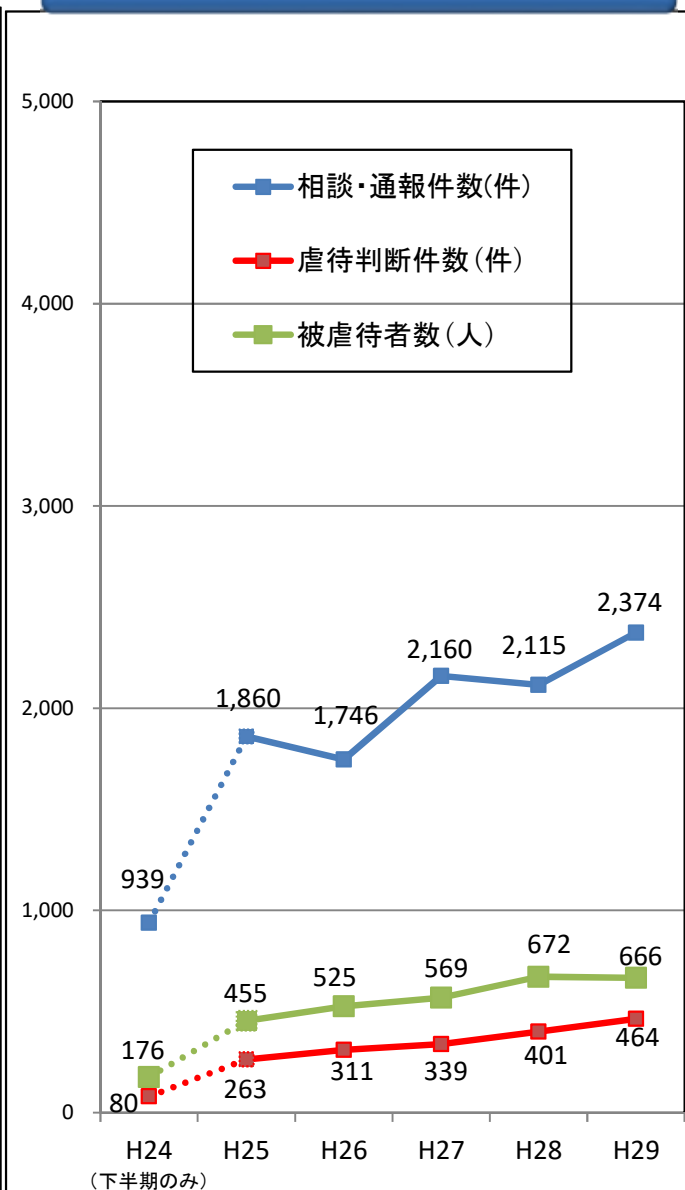
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみであり、経年比較としては平成25年度から平成29年度の5ヶ年分が対象。

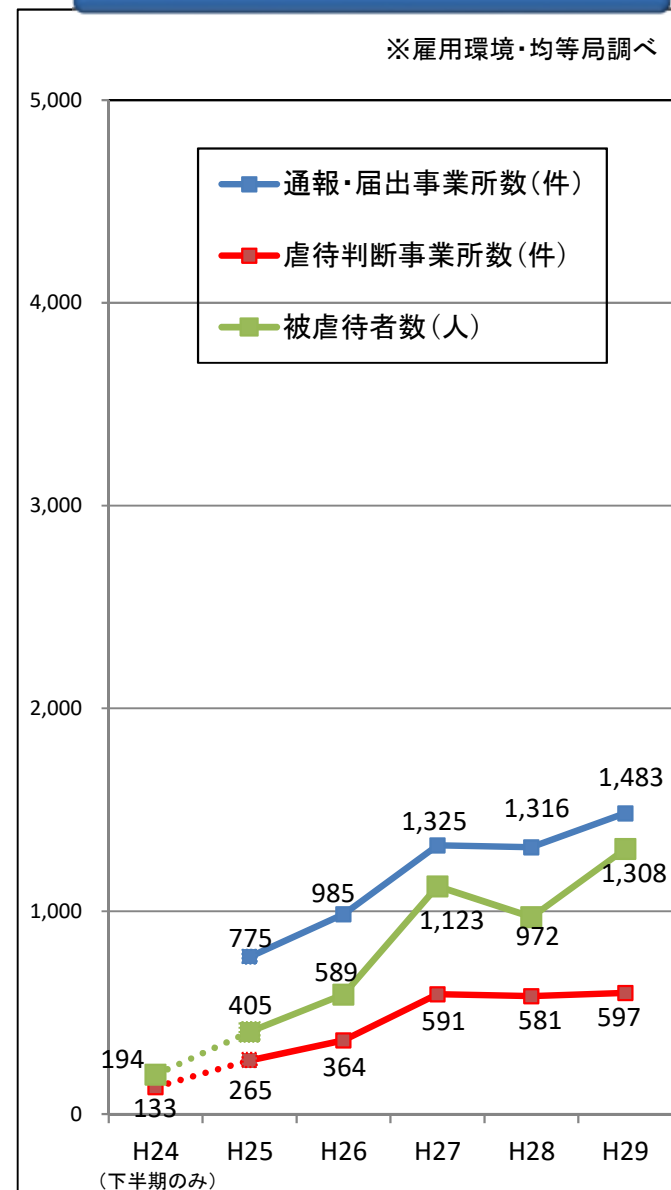
養護者による障害者虐待



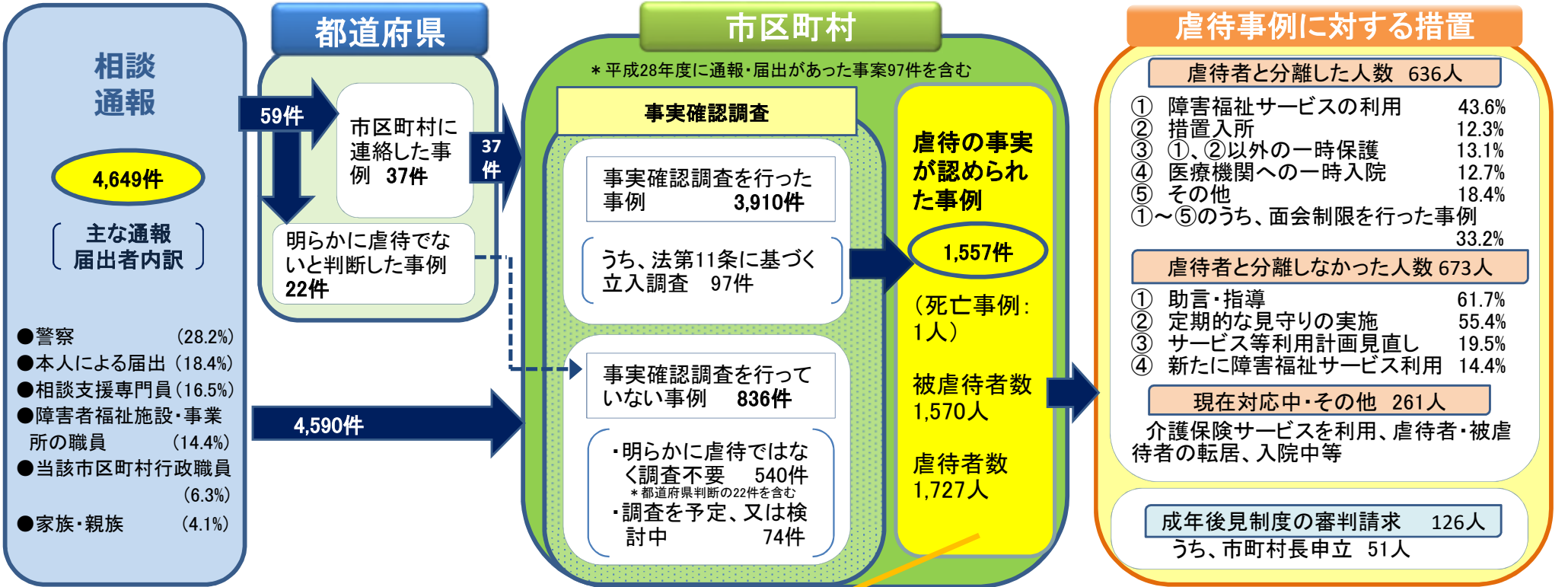
障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,727人)

- 性別
男性(62.4%)、女性(37.3%)
- 年齢
60歳以上(36.7%)、50～59歳(24.8%)
40～49歳(19.9%)
- 続柄
父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%)
夫(12.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	47.8%
虐待者が虐待と認識していない	45.4%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	28.7%
虐待者の知識や情報の不足	27.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	21.2%
被虐待者側のその他の要因	20.8%

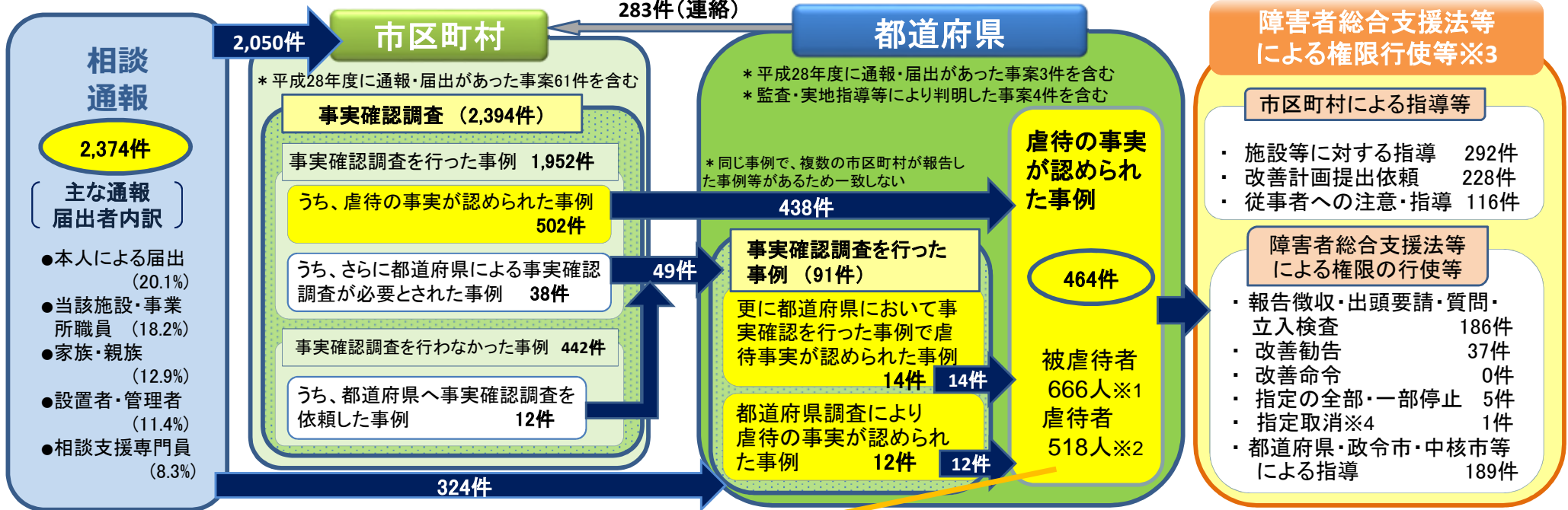
被虐待者(1,570人)

- 性別 男性(35.9%)、女性(64.1%)
- 年齢
20～29歳(23.2%)、40～49歳(22.5%)
50～59歳(19.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.1%	55.0%	34.3%	2.8%	2.3%

- 障害支援区分のある者 (54.8%)
- 行動障害がある者 (28.9%)
- 虐待者と同居 (82.5%)
- 世帯構成
両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%)、単身(10.3%)
配偶者(8.5%)、母・兄弟姉妹(8.2%)

平成29年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (518人)

- 性別 男性(72.6%)、女性(27.4%)
- 年齢 40～49歳(19.1%)、50～59歳(15.8%)、30～39歳(15.6%)
- 職種 生活支援員(44.2%)、管理者(9.7%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(5.4%)、世話人、設置者・経営者(4.4%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%
倫理観や理念の欠如	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	116	25.0%
居宅介護	14	3.0%
重度訪問介護	6	1.3%
療養介護	17	3.7%
生活介護	54	11.6%
短期入所	14	3.0%
自立訓練	4	0.9%
就労移行支援	7	1.5%
就労継続支援A型	33	7.1%
就労継続支援B型	43	9.3%
共同生活援助	87	18.8%
移動支援事業	3	0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.5%
児童発達支援	2	0.4%
放課後等デイサービス	57	12.3%
合計	464	100.0%

被虐待者 (666人)

- 性別 男性(66.1%)、女性(33.9%)
- 年齢 30～39歳(18.8%)、20～29歳(18.5%)、～19歳(17.7%)、40～49歳(16.7%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%

- 障害支援区分のある者 (62.0%)
- 行動障害がある者 (29.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。
 ※3 平成29年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

平成29年度における使用者による障害者虐待の状況等

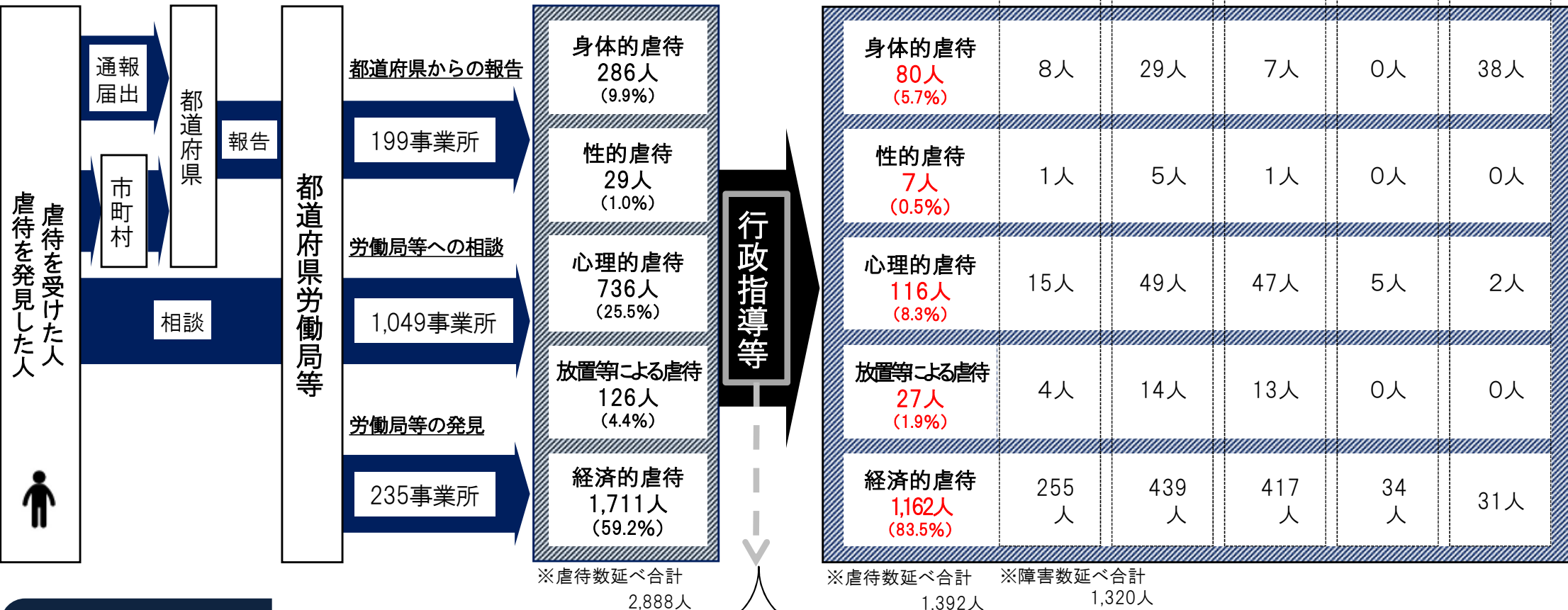
通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,483事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **2,454人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **597事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **1,308人**

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
272人 (20.6%)	489人 (37.0%)	452人 (34.2%)	36人 (2.7%)	71人 (5.4%)



労働局での対応

○労働局で行った措置 **1,338件**

※平成29年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等) 1,204件(90.0%) (うち最低賃金法関係 881件(65.8%))	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 98件(7.3%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 7件(0.5%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 23件(1.7%) (その他)

平成31年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業） 予算額：6.1億円（+1.1億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：負担割合 国1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：13,104千円（①3,816千円、②9,288千円）

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

施策の実施状況の公表（毎年）

体制

成年後見制度利用促進会議

- 1 組織
会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等
- 2 所掌事務
① 基本計画案の作成
② 関係行政機関の調整
③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

成年後見制度利用促進委員会

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

意見

この法律の施行後2年以内の政令で定める日に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進専門家会議を設ける（両会議の庶務は厚生労働省に）。

地方公共団体の措置

市町村の措置

- ・ 国の基本計画を踏まえた計画の策定等
- ・ 合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置

- ・ 人材の育成
- ・ 必要な助言

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」)の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】（補助事業） 320百万円

（1）都道府県事業

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等（中核機関立ち上げ、計画策定支援等）
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談

（2）市町村事業

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援（立ち上げに向けた関係機関会議等）
- ②中核機関の先駆的取組の推進

（3）先駆的取組に係る調査研究・検証等

【成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修）（委託費） 30百万円

国において、中核機関及び市町村職員に対する研修を実施する。※民間委託

(6) 発達障害支援施策の推進について

【発達障害専門医療機関初診待機解消事業】(新規事業)

- 平成29年1月の総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、発達障害の診断にかかる初診待機が長期化しているとの指摘があった。
- これに対し、平成30年度予算で地域の医師が発達障害の診療・支援を行うための「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を新設した。平成31年予算案では、初診待機解消を更に加速させるため、診断に至るまでの過程を見直し、その効果測定を行う事業を地域生活支援事業において実施する。
- 各都道府県、指定都市は実施についてご検討いただくようお願いする。

【世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～8日)】

- 平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議がコンセンサス(無投票)採択され、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」として祝うこと等を決議。
- 2019年度においても、引き続きご協力をお願いする。

【家庭・教育・福祉連携推進事業】(新規事業)

- 教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。
- 各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を地域生活支援事業において実施する。
- 各都道府県、指定都市は実施についてご検討いただくとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いする。

発達障害専門医療機関初診待機解消事業（新規）

平成29年1月の総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、発達障害の診断にかかる初診待機が長期化しているとの指摘があった。これに対し、平成30年度予算で地域の医師が発達障害の診療・支援を行うための「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を新設した。平成31年予算案では、初診待機解消を更に加速させるため、診断に至るまでの過程を見直し、その効果測定を行う事業を実施する。

現在



受診申込

発達障害児者
とその家族



医療機関

医療機関において
①患者のアセスメント
②患者の診断
③保護者への
カウンセリング
を実施。

時間がかかるため、
待機が長期化！

待機
解消
事業



相談
申込

発達障害児者
とその家族



医療機関にアセスメント・カウンセリング
対応職員を配置

医療機関内でアセスメント、カウンセリングを実施する職員または地域の関係機関から聞き取りを行うケースワーカーを増やすことにより、待機の解消を図る。

①患者のアセスメント
②保護者へのカウンセリングを実施。

①患者の診断のみ実施



アセスメント・カウンセリング対応職員・機関（児童発達支援センターや発達障害者支援センターに委託）

実施内容を医療機関に予め伝達



医療機関

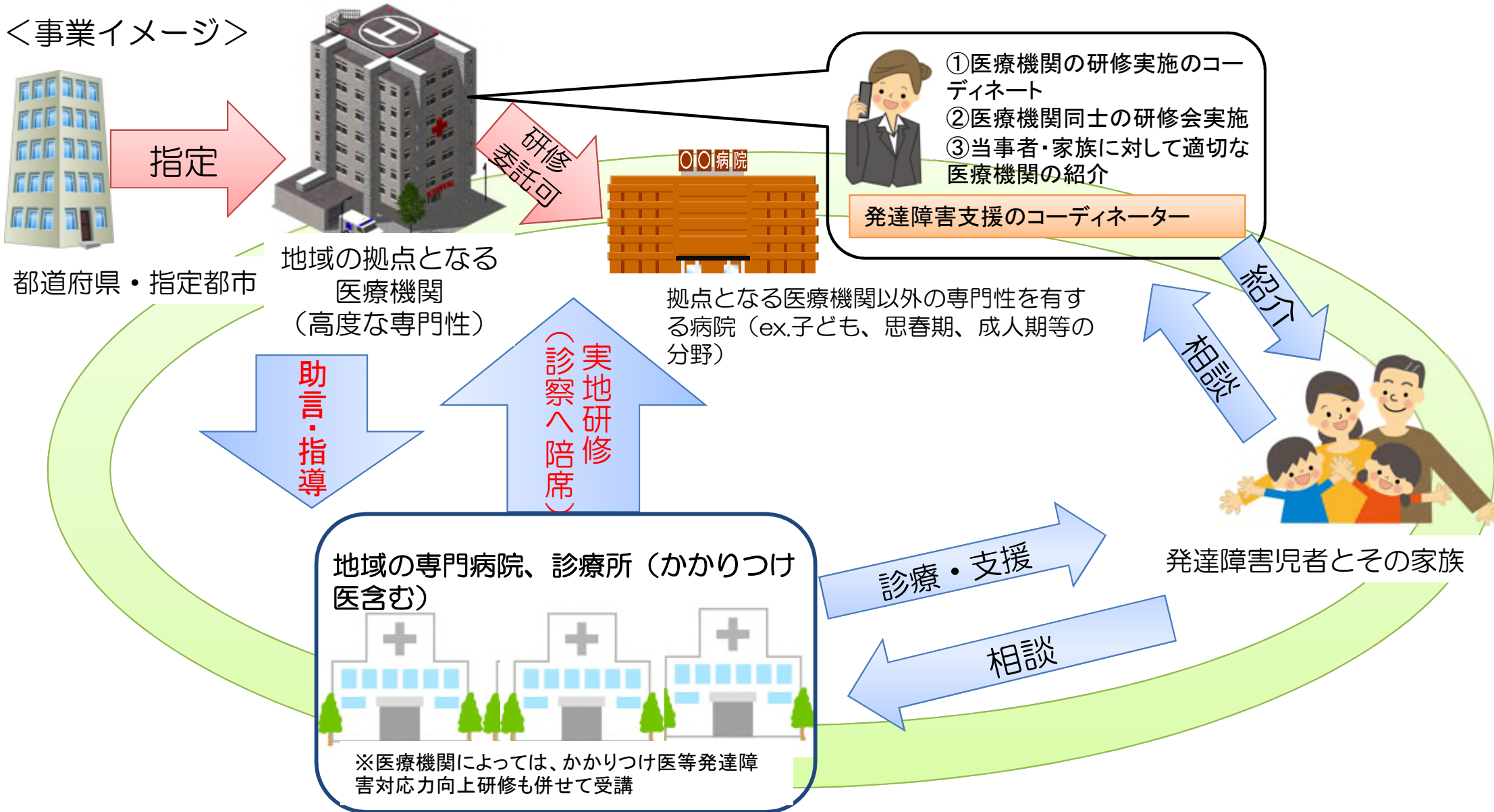
医療機関
での対応
時間が短
くなり待
機短縮！

地域の实情に
より選択可能

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 【参考：平成30年度事業】

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。
これを踏まえ、平成30年度予算において発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

<事業イメージ>



発達障害診断待機解消事業の創設

補助金イメージ

H30'

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業



H31'

平成31年度予算案80,779千円
(地域生活支援促進事業)

発達障害診断待機解消事業

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

- 発達障害診断待機解消事業を新設
- 新設した事業の中に
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業をメニュー化。

世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

<啓発ポスター>

毎年4/2は
国連の定めた
世界自閉症啓発デー
※国連が定める啓発デーには、3月21日の「世界ダウン症の日」もあります。

World Autism Awareness Day

発達障害啓発週間 4月2日～8日

みんなともだち
みんなたいせつ みんなのこせい

123
SESAME STREET

セサミストリートには、多様な個性豊かなキャラクターがたくさん登場します。オレンジ色の髪をした女の子「ジュリア」は、自閉症の特性があるキャラクターです。
www.sesamestreetjapan.org/diversity

発達障害を知っていますか？
発達障害とは、自閉症、広汎性発達障害、学習障害（読字障害や算数障害を含む）、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに関する診断的障害などによってその発現がそれぞれ異なることで発現するもの（トレット症候群や吃音を含む）です。知覚障害を伴っている場合もあります。

自閉症を知っていますか？
自閉症の人は自分の関心に関心を持っていないだけでありませんが、発現するようになると、他人の言葉や表情を理解することができず、通称で「生き霊」です。

<オフィシャルHP>

世界自閉症啓発デー
日本実行委員会<公式サイト>

毎年4月2日は、国連の定めた世界自閉症啓発デー

毎年4/2～4/8は、
発達障害啓発週間

メニュー

トップページ

- ▶ 「世界自閉症啓発デー」とは
- ▶ イベント2018
- ▶ 知ってほしいこと
- ▶ 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- ▶ 作品展
- ▶ 関連機関2018
- ▶ 日本実行委員会2018について
- ▶ アンケート
- ▶ 応援メッセージ
- ▶ ジュリアちゃんテーマソング

応援メッセージの募集

「江ノ電に乗ってあじさいを見に行こう」
この絵は、増岡瑞起さんの作品です。

家庭・教育・福祉連携推進事業（新規）

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

①教育と福祉の連携を推進するための方策



- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施

②保護者支援を推進するための方策

○保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援にたどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要 (平成30年3月29日)

参考資料



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

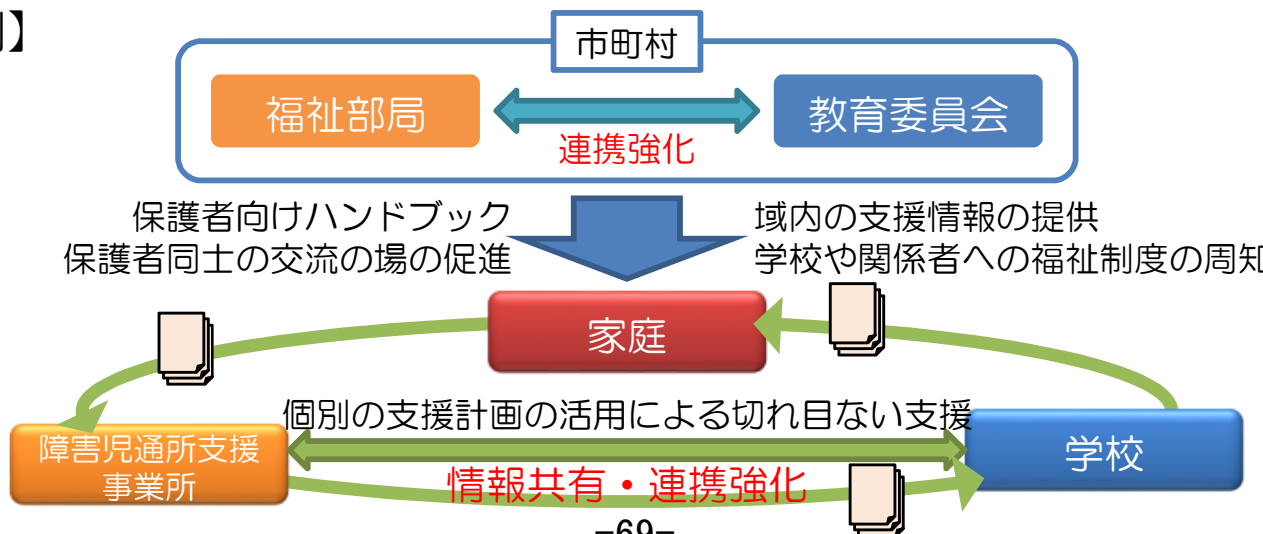
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

(7) 医療的ケア児等への支援について

【医療的ケア児等総合支援事業】(新規・統合事業)

○ 医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するため、既存の

① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

② 医療的ケア児支援促進モデル事業

を統合し、加えて

③ 医療的ケア児のコーディネーターの配置

に係る費用を補助する「医療的ケア児総合支援事業」を創設した。

(地域生活支援促進事業 補助率1/2 1自治体5,141千円の基準額を予定)

○ 実施主体は都道府県及び市町村であり、身近な地域で実施することは市町村で実施、人材育成や広域な支援を必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いする。

医療的ケア児等総合支援事業（新規）
地域生活支援促進事業（都道府県・市町村） 予算案：128,543千円

既存予算

①医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業
（地域生活支援促進事業）
（実施主体：都道府県・指定都市）

②医療的ケア児支援促進モデル事業
（児童保護費等補助金）
（実施主体：都道府県・市町村）

平成31年度概算要求

③家庭・教育・福祉連携推進事業（仮称）
における医療的ケア児等コーディネーターの配置
（地域生活支援事業）
（実施主体：市町村）

平成31年度予算案

医療的ケア児等総合支援事業
（地域生活支援促進事業）
（実施主体：都道府県・市町村）

医療的ケア児等総合支援事業は、医療的ケア児とその家族の地域生活を支えるための総合的な支援を促進する。なお、医療的ケア児等コーディネーターは、医療、福祉、教育等の関係機関をつなぐ等の役割を担う。

（事業内容）

- 医療的ケア児等コーディネーターの養成研修の実施①
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置③
- 医療的ケア児等の支援者養成研修の実施①
- 医療的ケア児に係る協議の場の設置①
- 併行通園の促進②
- 医療的ケア児の日中活動の促進②
（障害福祉サービスを除く）

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

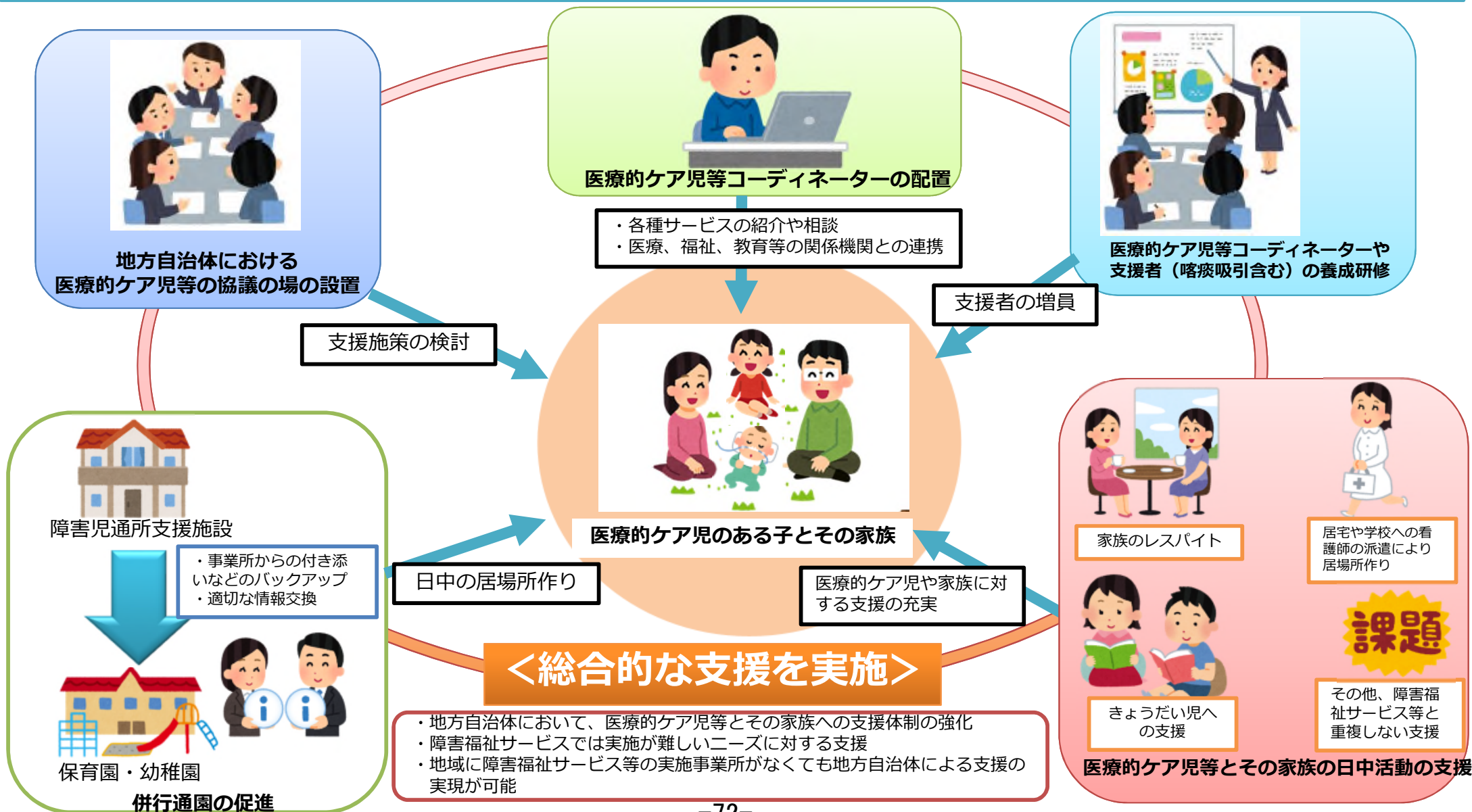
～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【予算案】 地域生活支援促進事業 128,543千円



(8) 障害者の芸術文化活動に対する支援について

- 地域における障害者の自立と社会参加の促進において、芸術文化活動の振興は、大きな成果をもたらす重要な分野であることから、平成31年度においても、厚生労働省では、全国障害者芸術・文化祭の開催や、障害者芸術文化活動普及支援事業を実施することとしている。
- 平成31年度予算（案）においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行を受け、これまでの取組の充実を図り、以下の事業を行う。

① 障害者芸術文化活動普及支援事業

本事業は、都道府県に障害者芸術文化活動支援センターを設置し、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の普及・推進を図るものであり、平成30年度は都道府県レベルで24都府県、全国レベル・ブロックレベルで7団体が事業に取り組んでいる。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月公布・施行)の施行を踏まえ、平成31年度においては、都道府県における障害者芸術文化活動支援センターによる巡回相談や地域の関係者のネットワークづくりなどの機能強化を図ることとしている。また、本法律では国が定める基本計画を踏まえ、都道府県等においても計画を策定するなど、その推進のための施策に取り組むこととされているため、本事業を活用し、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図っていただきたい。

② 全国障害者芸術・文化祭開催事業（平成31年9月15日～11月30日に新潟県で開催予定）

平成31年度予算(案)においては、昨年度と同様に文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費等に対する補助を行う。

③ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催（地域生活支援促進事業（都道府県））

当該事業は、平成28年度までは地域生活支援事業の任意事業としていたところであるが、平成29年度からは、地域生活支援促進事業による重点事業(補助率:1/2)として位置付け、全国での実施を促進することとしている。

- また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム推進のための「beyond2020プログラム」認証制度について、当省でも障害者による芸術文化活動に係るbeyond2020プログラムの認証組織として申請を受け付けているところである。各都道府県におかれては、関係団体等への周知等に積極的に取り組み、全国で機運の醸成を図っていただきたい。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要について

法の背景・目的 (1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を
総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念 (3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務 (4条、5条)

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する (4条)
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する (5条)

基本的施策

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ 権利保護の推進(13条)
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ 人材の育成等(17条)
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ 情報の収集等(18条)
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ 関係者 (国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等) の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、
地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

障害者の芸術文化活動に関する予算（平成31年度予算案）

【厚生労働省】

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔平成31年度予算案〕 231,500千円（平成30年度予算額 212,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

平成31年度においては、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行を踏まえ、地方公共団体による施策を計画的に推進するための機運の醸成及び障害のある方が芸術文化に触れる・創造することができる環境整備の充実を図るため、県内の相談支援の強化及び関係者のネットワークづくりの強化を行う。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援(強化)、人材育成、関係者のネットワークづくり(強化)等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県 (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等
〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成31年9月15日～11月30日 新潟県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔平成31年度予算案〕 地域生活支援促進事業（54億円）の内数

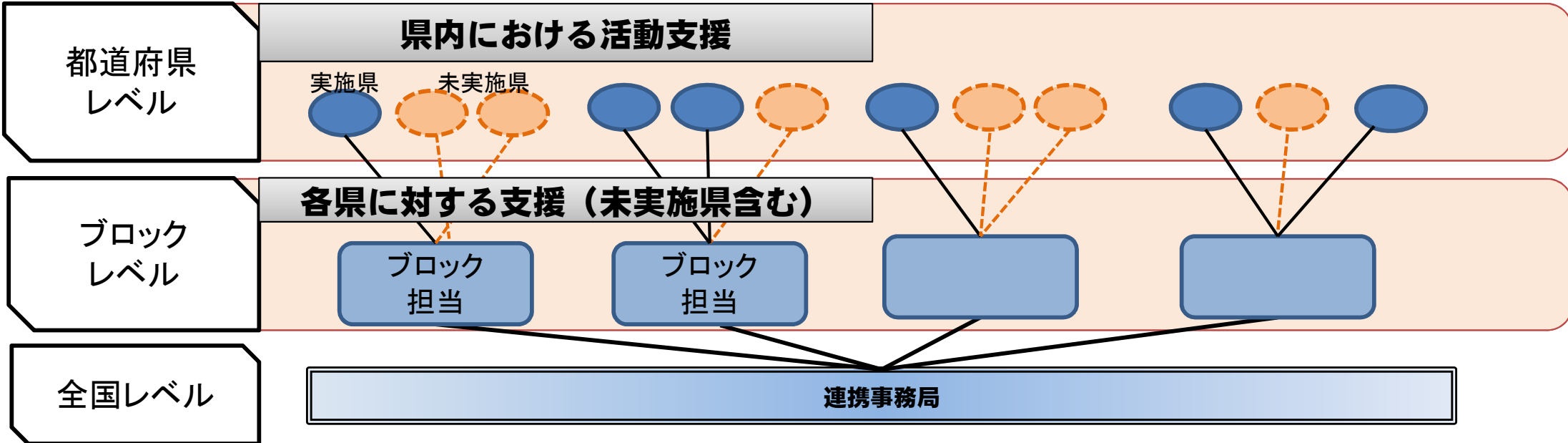
〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成31年度新潟県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)
〔補助率〕 1/2

障害者芸術文化活動普及支援事業の展開 [平成31年度予算案] 231,500千円 (平成30年度予算額 212,500千円)

<事業展開>



<各レベルの事業内容>

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。	各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。	全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。
	ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、権利の保護、鑑賞支援等）	ア 都道府県の支援センターに対する支援（支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス等）	ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
	イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等	イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援	イ 全国連絡会議の実施
	ウ 関係者のネットワークづくり	ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催	ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
	エ 発表等の機会の創出	エ ブロック内の連携の推進	エ 成果報告とりまとめ、公表等
	オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）	オ 発表等の機会の創出	オ 障害者団体、芸術団体等との連携

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
- (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催

※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

- 1 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

＜実施内容の例＞

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等） | (6) 舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等） |
| (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等） | (7) 演芸（手話落語等） |
| (3) 音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等） | (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム |
| (4) 演劇祭 | (9) 映画（バリアフリー映画上映）等 |
| (5) 伝統芸能（神楽等） | |

- 2 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県（大分県）が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月9日～11日）	第21回(H33)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年9月1日～11月30日）	
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月6日～11月25日）	
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県（平成31年9月15日～11月30日）	
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県	

(9) 視覚障害者等の読書環境の整備について

【経緯】

平成31年1月1日にマラケシュ条約、改正著作権法が施行された。また、読書バリアフリー法制定に向けた議論が進められている。これらを踏まえ、点字図書及び音声図書の製作や視覚障害者等が読書しやすい環境の整備に向けた取組の加速化を図る。

マラケシュ条約… 視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能とする。

改正著作権法… 視覚障害や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象となっていた著作物の複製に係る権利制限受益者に関する規定を見直し、肢体不自由等により障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とし、録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。

読書バリアフリー法… 視覚障害者の読書に必要な点字の図書やパソコンで音声再生する電子データなどを普及させるための法案。

1 身体障害者保護費負担金(点字図書館等事務費)における加算単価の増額 平成31年度予算案 1,968,076千円

身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する。

※情報化対応特別管理費… 著作権法第37条第2項、第3項及び同条の2に規定される記録及び送信等を行うための経費 = 点字図書及び音声図書を製作し、配信するための経費

(例) 点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用(パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費等)

点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用(呼びかけや広告に必要な経費等)

点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用(講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等)

点字図書や音声図書の製作のための費用(点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等)

平成30年度まで

1施設あたり、
(上限)20万円/月



平成31年度以降

1施設あたり、
(上限)40万円/月

2 障害者ICTサポート総合推進事業の創設 平成31年度予算案 390,000千円

地域生活支援事業(都道府県任意事業)であった「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」を廃止、統合し、地域生活支援促進事業(実施主体:都道府県、政令指定都市、中核市、補助率:1/2)に位置づける。事業例は以下のとおりで、これらを総合的に実施する拠点を地域に整備し、更なる事業の推進を図る。

- ① 障害者に対して点字図書や音声図書をサピエからダウンロードして読む際などにも必要となるパソコンや支援機器などのICT機器の紹介や利用案内を行う事業
- ② 障害者に対してICT機器の操作やインターネットやサピエの利活用についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣事業
- ③ 地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を点字や音声などに加工しサピエ等にアップロードする事業

3 サピエのサーバー強化等について 平成31年度予算案 132,431千円

上記経緯また施策の充実により、今後サピエの利用者や蔵書の増加が見込まれることから、サピエのサーバーの強化を図るとともに、利用する際の相談窓口となるコールセンターの設置運営等に係る費用を計上し利用者支援を行う。

サピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知を図りたい。

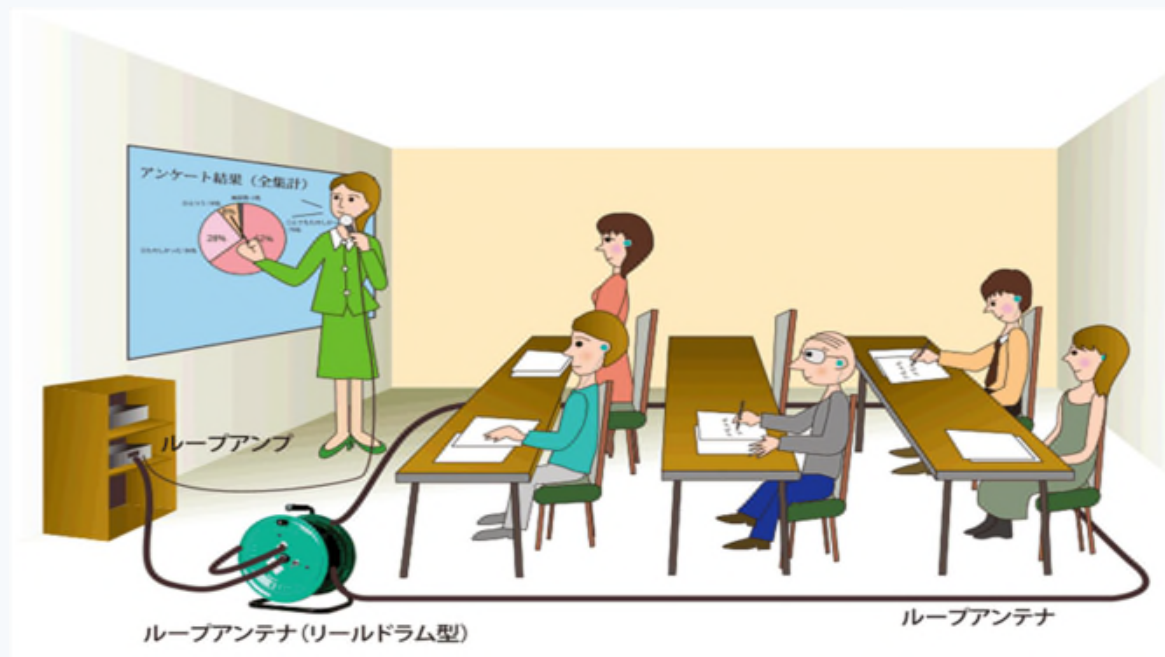
(参考) サピエとは… 「視覚障害者情報総合ネットワーク」の通称で、視覚障害者等がインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワーク。

(10) ヒアリンググループ(磁気誘導ループ)の普及促進について

- 聴覚に障害のある方に対する情報伝達、情報保障の観点から、関係省庁や各自治体が情報共有など連携を図り、ヒアリンググループの普及を進めることが重要である。
- 平成31年度予算(案)の地域生活支援促進事業において新設した「障害者ICTサポート総合推進事業」では、貸出用のヒアリンググループを整備する取組等を補助対象とし、聴覚に障害のある方への情報保障を促進することとしている。
- 当該事業の活用等により、各自治体においてもヒアリンググループの更なる普及に積極的に取り組んで頂きたい。

<参考> ヒアリンググループ(磁気誘導ループ)とは

劇場や講堂、体育館などの床や運動場にアンテナ線をあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備。周りの騒音、雑音に邪魔されず、目的の音・音声だけを正確に聞き取ることができる。



※(株)シグマ映像ホームページから引用

(11) 海外から渡航する補助犬使用者への対応について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、海外から補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を伴って来日される方の増加が見込まれている。
- 一方、日本の身体障害者補助犬法による制度と、海外の制度が異なるため、来日した際に補助犬であることがわかりにくく、海外の補助犬使用者が補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがある。
- そのため、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用できるよう、平成30年11月から、日本の補助犬を認定する法人により、日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、「期間限定証明書」を発行し、表示していただく取組を始め、厚生労働省HP等で周知しているところである。
- 期間限定証明書を表示する海外から来られた補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、同法に定める施設等を円滑に利用できるよう、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、情報提供いただきたい。

【海外からくる補助犬がつける表示】

海外補助犬使用者 期間限定証明書（表示） Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
○○犬 ○○ Dog	
使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国／出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

【表示イメージ】



海外から来日される 補助犬使用者への対応について



日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりません。海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬 (Guide Dog)
見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



介助犬 (Mobility Service Dog)
手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。者を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬 (Hearing Dog)
聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中野必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

海外補助犬使用者 期間限定証明書 (表示) Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
使用者氏名 (Name)	〇〇犬 〇〇 Dog
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国/出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

【参考】



"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です (法第1条)。
 - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です (法第2条)。
 - 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません (法第12条)。
 - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません (法第7条、第8条、第9条、第10条)。
 - 国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
 - 飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
- ※ () 内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



補助犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

【補助犬はきちんとしつけられ、健康です】

- 補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。
- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
 - 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するように訓練されています。
 - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
 - ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



(以上「ほじょ犬もっと知ってBOOK」厚生労働省、より抜粋・一部改変)

(12) 障害者自立支援機器等の開発促進について

- 障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進するため、平成31年度においても「障害者自立支援機器等開発促進事業」により以下の取組みを行う予定である。

【自立支援機器の開発促進】

- 「開発テーマ」に沿った支援機器について、実用的製品化に向けた開発を行う企業等を公募し、開発に要する費用の一部を助成することにより、適切な価格で障害者が利用しやすい機器の製品化・普及を促進する。

(※) 開発テーマ

- ・ 肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者の日常生活支援機器
- ・ 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- ・ ロボット技術を活用した障害者の自立支援機器 など

- 平成31年度は、障害のある方のニーズは高いものの、極めて市場規模が小さいため、企業側からはアイデアが出にくいと見込まれる製品を予め特定し、その製品の实用的製品化に向けた開発に取り組む企業等を公募し実施する事業（製品種目特定型事業）を新たに創設する。

(※) 製品種目イメージ : 最新技術を活用した指点字機器、非埋め込み式人工喉頭 など

【シーズ・ニーズマッチング強化事業】

- 障害者のニーズに沿った支援機器の開発を促進する観点から、開発機関や研究者が持つ「シーズ」と、障害者等が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした事業を実施する。

<30年度計画> 障害者のニーズと開発企業のシーズを持ち寄る「シーズ・ニーズマッチング交流会」を12月に大阪、1月に福岡、2月に東京で開催。

[大阪開催] 平成30年12月18日(火)～19日(水) 大阪マーチャングイズマート(大阪市中央区大手前)

[福岡開催] 平成31年1月9日(水)～10日(木) FEB HALL福岡ファッションビル(福岡市博多区博多駅前)

[東京大会] 平成31年2月13日(水)～14日(木) TOC有明コンベンションホール(東京都江東区有明)

障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的

[平成31年度予算案 118,607千円] (平成30年度予算 150,143千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
 - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業(新規事業)
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

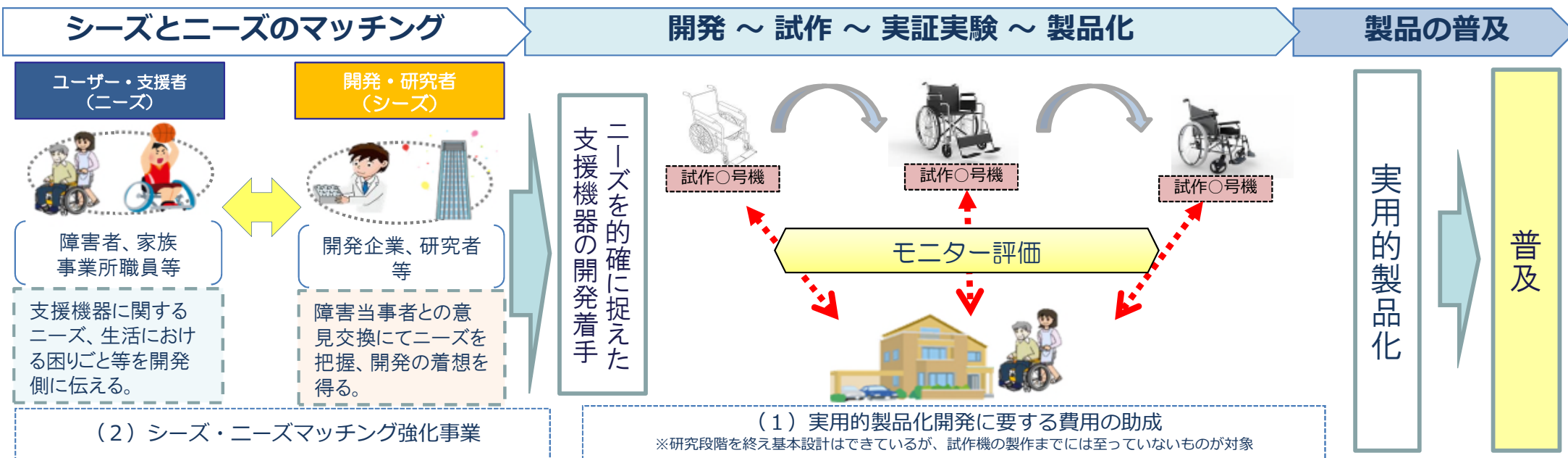
実施主体

民間団体 ((1)は、民間団体が開発企業等を公募して開発費を助成)

補助率

(1)は2/3(大企業は1/2) ※(1)-②については初年度のみ10/10、(2)は定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図



4 精神保健医療福祉施策の推進に ついて

(1)地方公共団体による退院後支援等について

○平成30年3月に「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」及び「措置入院の運用に関するガイドライン」を発売したところ。引き続き、両ガイドラインに沿った、適切な運用をお願いする。

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

I 地方公共団体による精神障害者の退院後支援の趣旨

(平成30年3月27日付障害保健福祉部長通知)

- 各自治体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な、自治体を中心となった退院後支援の具体的な手順を整理。
- 精神障害者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的として実施(法第47条の相談支援業務の一環)

II 退院後支援に関する計画の作成

1 支援対象者、本人・家族その他の支援者の参画

- 作成主体の自治体が、自治体を中心となって退院後支援を行う必要があると認めた者のうち、同意が得られた者。
※ 措置入院者のうち退院後支援を実施する必要性が特に高い者から支援対象とすることも可。医療保護入院者等に作成することも可。
※ 同意が得られない場合は、計画は作成しない。
- 本人と家族その他の支援者が支援内容を協議する会議(以下「会議」という。)への参加など計画作成に参画できるように十分働きかけ。

2 計画作成の時期

- 原則、入院中に作成。ただし、入院期間が短い場合等は退院後速やかに作成。
- 措置入院の場合、措置症状が消退しているにもかかわらず、計画に基づく支援について本人の同意が得られないことや、計画作成に時間を要していることを理由に措置入院を延長することは法律上認められない。

3 計画の内容

◆ 計画の記載事項(主要事項)

- ・ 退院後の生活に関する本人の希望 ・ 家族その他の支援者の意見
- ・ 退院後支援の担当機関、本人のニーズ・課題、支援内容、連絡先
- ・ 必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合の対処方針 ・ 計画に基づく支援を行う期間 等

◆ 計画に基づく支援期間

- 本人が希望する地域生活に円滑に移行できるための期間として、地域への退院後半年以内を基本として設定。
- 延長は原則1回(本人同意が必要)。1年以内には計画に基づく支援を終了して本人が地域生活を送れるよう努力。

4 会議の開催

◆ 参加者

- ① 会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則。
※例外的に参加しない場合も、事前又は事後に、これらの者の意向を確認する機会を設けるなどの対応を行う。
- ② 本人が、弁護士等を成年後見人や代理人として参加させることを希望する場合は、これらの者を参加させる。

II 退院後支援に関する計画の作成(続き)

③ 支援関係者(=支援対象者の退院後の医療等の支援の関係者)

- ・ 作成主体の自治体 ・ 帰住先の市町村
- ・ 入院先病院 ・ 通院先医療機関 ・ 措置入院前の通院先医療機関 ・ 訪問看護ステーション
- ・ 地域援助事業者その他の障害福祉サービス、介護サービス事業者 ・ NPOなどの支援者、民生委員 等

※ 防犯の観点からの警察の参加は認められず、警察は参加しない。例外的に支援を目的に参加を検討する場合も、本人が拒否した場合は参加は不可。

◆ 開催方法、開催場所

- 電話やインターネット回線等を活用して協議を行うことも可。本人の入院中は原則として入院先病院内で開催。

◆ 会議の事務に関して知り得た情報の管理

- 設置主体は、会議の事務に関して知り得た情報の適正な取扱いについて支援関係者にあらかじめ説明し、各支援関係者から当該取扱いを遵守する旨の同意を文書で得る。

5 入院先病院の役割(自治体に協力し、以下の対応を行うことが望ましい。)

- ①退院後の生活環境に関する相談支援を行う担当者の選任(措置入院先病院)
- ②退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施 ③計画に関する意見等の提出 ④会議への参加 等

III 退院後支援に関する計画に基づく退院後支援の実施

1 帰住先保健所設置自治体の役割、各支援関係者の役割等

- 帰住先保健所設置自治体は、計画に基づく相談支援を行うとともに、支援全体の調整主体としての役割を担う。

2 計画の見直し

- 自治体は、本人・家族等が希望した場合や、本人の病状や生活環境の変化等に応じて支援内容等を見直す必要がある場合には、速やかに計画の見直しを検討。

3 支援対象者が居住地を移した場合の対応

- 自治体は、支援期間中に本人が居住地を移したことを把握した場合には、本人の同意を得た上で、移転先自治体に計画内容等を通知。移転先自治体は、速やかに、本人の同意を得た上で計画を作成。

4 計画に基づく支援の終了及び延長

- 支援期間が満了する場合は原則支援を終了。支援終了後も、必要に応じて法第47条に基づく一般的な相談支援を実施。
- 例外的に延長する際は、会議を開催し、本人・家族等に丁寧に説明の上、本人の同意を得る。

5 本人が交付された計画に基づく支援への同意を撤回した場合の対応

- 計画の交付後に、本人から支援への同意を撤回する旨の意向が示された場合は、必要に応じて計画内容を見直す等、本人の意向を踏まえた計画となるよう対応。
- こうした対応を行っても計画に基づく支援に同意が得られない場合は、計画に基づく支援を終了。

措置入院の運用に関するガイドライン(概要)

(平成30年3月27日付障害保健福祉部長通知)

- 全国の自治体で、措置入院の運用が適切に行われるよう、精神保健福祉法上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続をガイドラインとして整理。

I 警察官通報の受理

- 都道府県等の職員は、警察から連絡があった際、「警察官通報であること」「警察官が対象者を発見した状況」等を確認。

※ 留意点として、被通報者が警察官に保護・逮捕等されていない状況での通報等への対応も明確化

II 警察官通報の受理後、事前調査と措置診察まで

- 原則、職員を速やかに被通報者の現在場所に派遣し、面接を行わせ、事前調査の上で措置診察の要否を決定。
- 事前調査に際しては可能な限り複数名の職員で実施し、専門職による対応が望ましい。
措置診察の要否の判断は、都道府県等において、協議・検討の体制を確保し、組織的に判断することが適当。
- 措置入院の運用に係る体制(特に夜間・休日)の整備が必要。
- 被通報者に精神障害があると疑う根拠となる具体的言動がない場合等、「措置診察を行わない決定をすることが考えられる場合」を明確化。

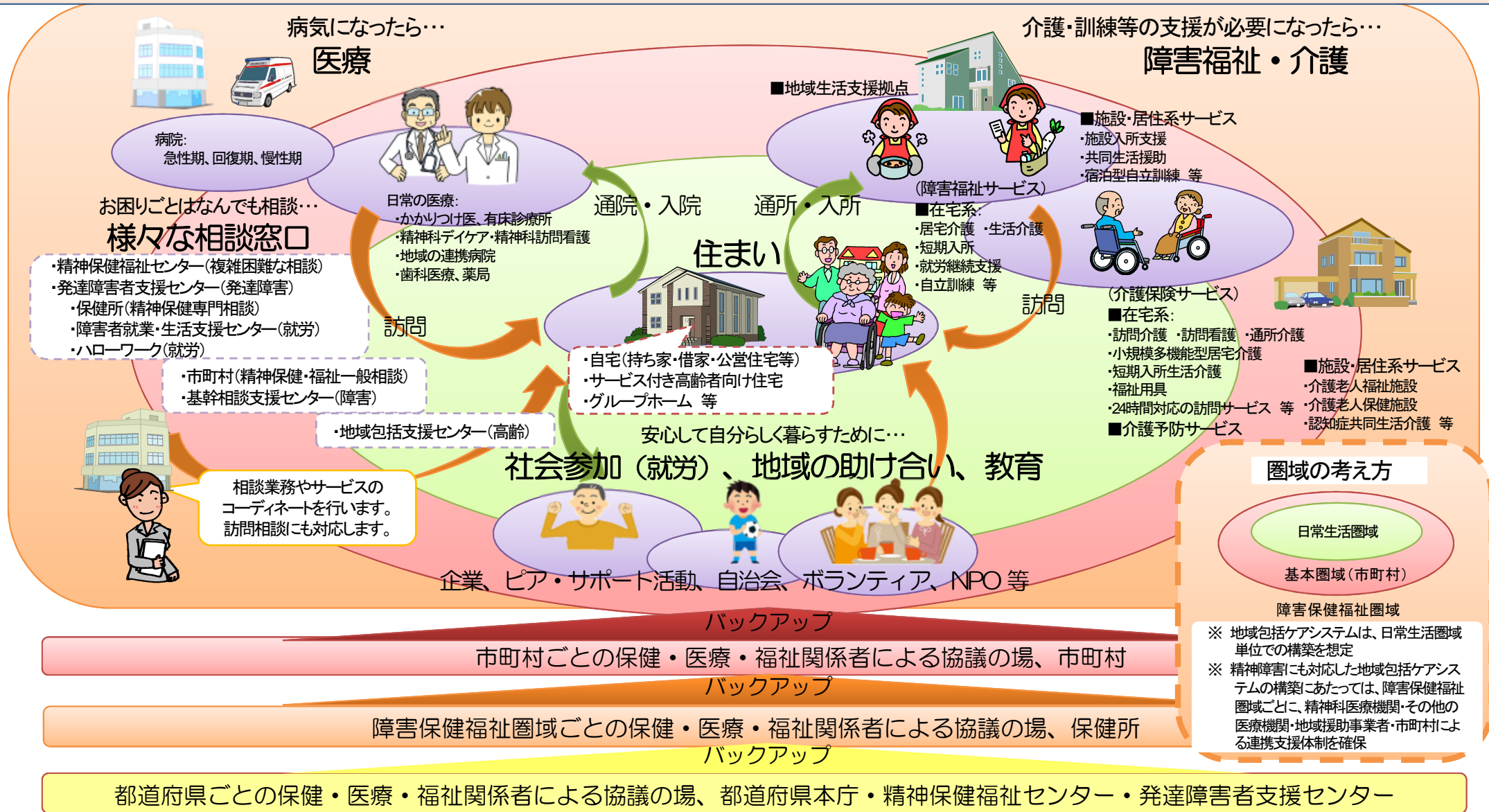
III 地域の関係者による協議の場

- 都道府県等は、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、障害者団体、家族会、警察、消防機関等の地域の関係者による「協議の場」を設け、以下の事項について年に1～2回程度協議することが望ましい。
 - ・ ガイドラインを踏まえた警察官通報等から措置入院までの対応方針
 - ・ 困難事例への対応のあり方など運用に関する課題
 - ・ 移送の運用方法 等

※「協議の場」では個人情報を取り扱わないよう厳に留意。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしている。
- 具体的には、
 - ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するとともに、
 - ② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末・平成36年度末の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき基盤整備を推し進めることとしている。
- 平成30年度から開始された医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を計画的に推し進められるように、平成31年度においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(構築支援)事業」などを活用し、保健・医療・福祉の一体的な取組を効果的に実施されたい。(平成31年度から普及啓発に係る事業を追加)

※平成29～30年度実績

【平成30年度 構築推進事業 申請自治体数 49】

<都道府県>	29年度	9自治体	→	30年度	26自治体
<指定都市>	29年度	4自治体	→	30年度	12自治体
<特別区>			→	30年度	6自治体
<保健所設置市>			→	30年度	5自治体

※保健所設置市及び特別区については、平成30年度より実施主体に追加

【平成30年度 構築支援事業 参加自治体数 18】

<都道府県>	29年度	9自治体	→	30年度	11自治体
<指定都市>	29年度	4自治体	→	30年度	5自治体
<特別区>	29年度	0自治体	→	30年度	2自治体

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

平成31年度予算案：532,733千円（平成30年度予算：515,642千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

平成31年度予算案：40,579千円（平成30年度予算：39,405千円）

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②… ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

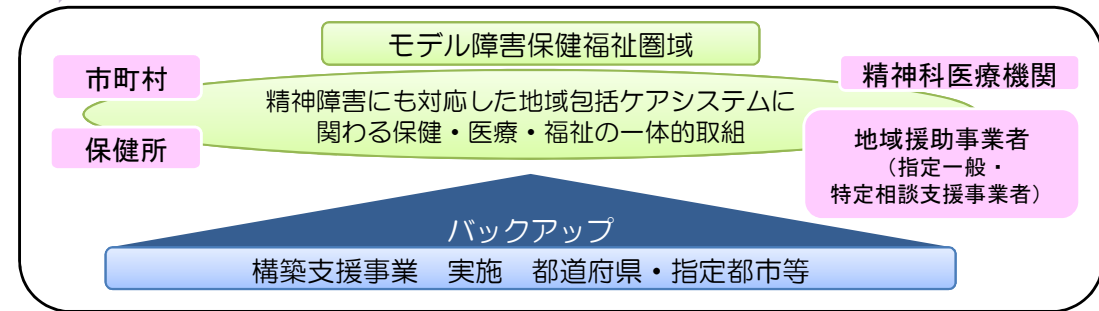
※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ事業
5. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
6. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
7. 精神障害者の家族支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
10. 普及啓発に係る事業（※H31年度新規）
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

- 全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催（H31年度新規）、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催（H31年度新規）
- 地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成
- 地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

(3) 依存症対策について

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症に関連する法律の施行や計画の策定がなされており、依存症対策の充実の必要性、社会的・国民的関心が高まっている。

(近年の主な動き)

- ・ 平成28年5月 アルコール健康障害対策推進基本計画の策定
- ・ 平成29年12月 再犯防止推進計画の策定
- ・ 平成30年8月 第五次薬物乱用防止5か年戦略 決定
- ・ 平成30年10月 ギャンブル等依存症対策基本法 施行

- 都道府県・指定都市においては、主に、

- ① 依存症対策の全国拠点機関における指導者養成研修の受講等による人材育成、
- ② 都道府県・指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定並びに依存症の相談拠点の設置、
- ③ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援

などに取り組んで頂いているが、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関及び相談拠点については、早急に全都道府県・指定都市で選定済・設置済となるよう、願います。

併せて、引き続き、地域で活動する自助グループ等民間団体との連携強化や活動支援の充実、行政・福祉・医療・司法・消費生活等の関係機関との連携強化など、依存症対策の推進に向けた積極的な取組をお願いしたい。

- 厚生労働省においても、財政的・技術的支援を通じて、依存症対策の強化を図っていく。

- なお、平成31年4月を目途に、内閣官房を中心にギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定される予定である。

依存症対策の推進に係る平成31年度予算案

30年度予算
6.1億円 →
+地域生活支援事業等493億円の内数

31年度予算案
8.1億円 (+2.0億円)
+地域生活支援事業等495億円の内数

全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備 69百万円 → 77百万円

アルコール・薬物・ギャンブル等の『依存症対策全国拠点機関』において、地域における治療等の指導者の養成や情報センターによる情報発信等を通じて、依存症医療・支援体制の整備を推進する。

地域における依存症の支援体制の整備 333百万円 → 512百万円

都道府県・指定都市等において、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等による医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関・依存症相談拠点と精神科救急医療施設等との連携体制の構築や民間団体と連携した受診後の患者支援を実施し、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援 地域生活支援事業等493億円の内数 → 地域生活支援事業等495億円の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

依存症に関する調査研究事業 92百万円 → 92百万円

依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を実施する。

依存症に関する普及啓発の実施 95百万円 → 95百万円

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

依存症民間団体支援 18百万円 → 29百万円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を推進する。

平成30年度依存症専門医療機関の選定状況

平成30年12月末時点

自治体名	専門医療機関 (アルコール健康障害)		専門医療機関 (薬物依存症)		専門医療機関 (ギャンブル等依存症)		自治体名	専門医療機関 (アルコール健康障害)		専門医療機関 (薬物依存症)		専門医療機関 (ギャンブル等依存症)	
	治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名		治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名
北海道	●旭山病院 道央佐藤病院 幹メンタルクリニック 札幌太田病院 石橋病院 江別すずらん病院 旭川圭泉会病院 千歳病院 滝川中央病院	●旭山病院	●旭山病院				北海道	●瀬野川病院 奥みどりヶ丘病院 小泉病院 三原病院 光の丘病院 医療法人社団厚生会 草津病院 医療法人新和会 三次病院 港町クリニック 医療法人社団蓮愛会 安佐病院	●瀬野川病院 福山友愛病院 津津病院 奥みどりヶ丘病院	●瀬野川病院			
宮城県							山口県						
秋田県							徳島県	●聖里病院 城西病院 第一病院 ゆうあいホスピタル	●聖里病院	●聖里病院			
山形県							香川県						
福島県							愛媛県						
茨城県							高知県	●医療法人精華園 海辺の杜ホスピタル					
栃木県							福岡県	●独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター ●医療法人唐虹会 虹と海のホスピタル ●医療法人淨心会 園田病院	●独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター	●独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター	●独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター		
群馬県	●埼玉県立精神医療センター 埼玉県済生会鴻巣病院 不動ヶ丘病院	●埼玉県立精神医療センター 埼玉県済生会鴻巣病院	●埼玉県立精神医療センター 埼玉県済生会鴻巣病院	●埼玉県立精神医療センター 埼玉県済生会鴻巣病院			佐賀県						
千葉県							長崎県						
東京都							熊本県						
神奈川県	●地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター ●独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター ●医療法人社団祐和会 大石クリニック ●医療法人社団祐和会 大石クリニック ●医療法人誠心会 神奈川病院 ●学校法人北里研究所 北里大学東病院 ●医療法人財団青山会 みくるべ病院	●地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター ●医療法人社団祐和会 大石クリニック ●学校法人北里研究所 北里大学東病院 ●医療法人財団青山会 みくるべ病院	●地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター ●医療法人社団祐和会 大石クリニック ●学校法人北里研究所 北里大学東病院 ●医療法人財団青山会 みくるべ病院	●地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター ●医療法人社団祐和会 大石クリニック ●学校法人北里研究所 北里大学東病院 ●医療法人財団青山会 みくるべ病院			大分県						
新潟県							宮崎県						
富山県							鹿児島県						
石川県							小計(治療拠点数)	9	6	7			
福井県							小計(自治体数)	15	13	11			
山梨県							指定都市						
長野県							札幌市						
岐阜県	●各務原病院 大垣病院	●各務原病院 大垣病院	●各務原病院 大垣病院	●各務原病院 大垣病院			仙台市						
静岡県							さいたま市	●医療法人 秀山会 白峰クリニック		●医療法人 秀山会 白峰クリニック			
愛知県	●補抜間病院藤田こころケアセンター ●医療法人成精会 刈谷病院	●補抜間病院藤田こころケアセンター	●補抜間病院藤田こころケアセンター	●補抜間病院藤田こころケアセンター			千葉市						
三重県							横浜市						
滋賀県	●滋賀県立精神医療センター ●医療法人稲門会 いわくら病院	●滋賀県立精神医療センター ●医療法人稲門会 いわくら病院	●滋賀県立精神医療センター ●医療法人稲門会 いわくら病院	●滋賀県立精神医療センター ●医療法人稲門会 いわくら病院			川崎市						
京都府	●地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター ●一般財団法人 新生会病院 ●一般財団法人成研会 結のぞみ病院 ●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 東布施辻本クリニック	●地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター ●一般財団法人 新生会病院 ●一般財団法人成研会 結のぞみ病院 ●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	●地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター ●一般財団法人 新生会病院 ●一般財団法人成研会 結のぞみ病院 ●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	●地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター ●一般財団法人 新生会病院 ●一般財団法人成研会 結のぞみ病院 ●医療法人 利田会 久米田病院 ●特定医療法人大阪精神医学研究所			相模原市						
大阪府	●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	●医療法人 利田会 久米田病院 ●医療法人 聖和錦秀会 阪本病院			新潟市						
	●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院 ●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック	●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院 ●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック	●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院 ●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック	●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院 ●特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック			静岡市						
兵庫県							浜松市						
奈良県							名古屋市	●医療法人 資生会 八事病院 ●西山クリニック	●西山クリニック	●西山クリニック	●西山クリニック		
和歌山県							京都市	●西山クリニック ●医療法人稲門会 いわくら病院 ●医療法人 藤井クリニック ●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター ●医療法人小谷会 小谷クリニック	●西山クリニック ●医療法人稲門会 いわくら病院 ●医療法人 藤井クリニック ●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●西山クリニック ●医療法人稲門会 いわくら病院 ●医療法人 藤井クリニック ●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●西山クリニック ●医療法人稲門会 いわくら病院 ●医療法人 藤井クリニック ●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター		
鳥取県	●社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	●社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	●社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	●社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院			大阪市	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター ●医療法人小谷会 小谷クリニック	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター		
島根県	●社会医療法人済和会西川病院 ●医療法人同仁会こなんホスピタル	●社会医療法人済和会西川病院 ●医療法人同仁会こなんホスピタル	●社会医療法人済和会西川病院 ●医療法人同仁会こなんホスピタル	●社会医療法人済和会西川病院 ●医療法人同仁会こなんホスピタル			堺市	●医療法人以和貴会 金岡中央病院 ●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	●地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター		
岡山県	●岡山県精神科医療センター ●基圭病院 ●林道林倫精神科神経科病院 ●もの里病院 ●希望ヶ丘ホスピタル ●積善病院	●岡山県精神科医療センター	●岡山県精神科医療センター	●岡山県精神科医療センター			神戸市	●岡山県精神科医療センター ●基圭病院 ●林道倫精神科神経科病院	●岡山県精神科医療センター	●岡山県精神科医療センター	●岡山県精神科医療センター		
							岡山市						
							広島市						
							北九州市						
							福岡県						
							熊本市						
							小計(治療拠点数)	4	4	4	4		
							小計(自治体数)	6	5	6			
							合計(治療拠点数)	13	10	11			
							合計(自治体数)	21	18	17			

平成30年度依存症相談拠点（依存症相談員配置）の設置状況

平成30年10月11日時点

自治体名	相談拠点機関 (アルコール健康障害)	相談拠点機関 (薬物依存症)	相談拠点機関 (ギャンブル等依存症)	自治体名	相談拠点機関 (アルコール健康障害)	相談拠点機関 (薬物依存症)	相談拠点機関 (ギャンブル等依存症)
都道府県							
北海道	道立精神保健福祉センター及び道立保健所			広島県	県保健所(7箇所)	県立総合精神保健福祉センター	
青森県				山口県			
岩手県				徳島県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
宮城県				香川県	精神保健福祉センター相談窓口	精神保健福祉センター相談窓口	精神保健福祉センター相談窓口
秋田県				愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	愛媛県心と体の健康センター	愛媛県心と体の健康センター
山形県				高知県	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点
福島県				福岡県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
茨城県	茨城県精神保健福祉センター			佐賀県	肥前精神医療センター：依存症相談室	肥前精神医療センター：依存症相談室	肥前精神医療センター：依存症相談室
栃木県				長崎県	長崎県こども・女性・障害者支援センター	長崎県こども・女性・障害者支援センター	長崎県こども・女性・障害者支援センター
群馬県				熊本県			
埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県立精神保健福祉センター	大分県	大分県こころからの相談支援センター、各保健所		
千葉県				宮崎県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
東京都				鹿児島県	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口
神奈川県				沖縄県			
新潟県				指定都市			
富山県	富山県心の健康センター：富山県依存症相談支援センター	富山県心の健康センター：富山県依存症相談支援センター	富山県心の健康センター：富山県依存症相談支援センター	札幌市			
石川県				仙台市			
福井県				さいたま市	さいたま市こころの健康センター	さいたま市こころの健康センター	さいたま市こころの健康センター
山梨県				千葉市			
長野県	精神保健福祉センター：依存症相談ホットライン	精神保健福祉センター：依存症相談ホットライン	精神保健福祉センター：依存症相談ホットライン	横浜市			
岐阜県				川崎市			
静岡県	精神保健福祉センター：依存相談	精神保健福祉センター：依存相談	精神保健福祉センター：依存相談	相模原市			
愛知県	県保健所：アルコール相談窓口 精神保健福祉センター：アルコール相談窓口		精神保健福祉センター：ギャンブル等依存症相談窓口	新潟市			
三重県				静岡市			
滋賀県	県立精神保健福祉センターと県内7保健所			浜松市			
京都府	京都府精神保健福祉総合センター	京都府精神保健福祉総合センター	京都府精神保健福祉総合センター	名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	名古屋市精神保健福祉センター	名古屋市精神保健福祉センター
大阪府	大阪府こころの健康総合センター	大阪府こころの健康総合センター	大阪府こころの健康総合センター	京都市	京都市こころの健康増進センター：アルコール外来	京都市こころの健康増進センター：薬物依存症・ギャンブル等依存症外来	京都市こころの健康増進センター：薬物依存症・ギャンブル等依存症外来
	大阪府の保健所(11か所)	大阪府の保健所(11か所)	大阪府の保健所(11か所)	大阪市	大阪府こころの健康センター	大阪府こころの健康センター	大阪府こころの健康センター
	大阪府中核市の保健所(5か所)	大阪府中核市の保健所(5か所)	大阪府中核市の保健所(5か所)	堺市	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口
兵庫県	精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症対策センター	精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症対策センター	精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症対策センター	神戸市	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症対策センター	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症対策センター	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症対策センター
奈良県				岡山市	岡山市こころの健康センター	岡山市こころの健康センター	岡山市こころの健康センター
和歌山県				広島市			
鳥取県	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡邊 病院	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡邊 病院	精神保健福祉センター	北九州市	各区役所：アルコールの問題で困っている人の相談窓口	北九州市立精神保健福祉センター：薬物・ギャンブルの問題で困っている人の相談窓口	北九州市立精神保健福祉センター：薬物・ギャンブルの問題で困っている人の相談窓口
	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	各保健所	福岡市			
	各保健所	各保健所		熊本市			
島根県				合計	32	27	27
岡山県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター				

精神科救急・依存症医療等連携事業(案)(精神科救急医療体制整備事業の加算) 概要

【平成31年度新規事業】

概要

都道府県・指定都市において、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症毎に、年度内に**依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、依存症相談拠点**を選定(設置)し、精神科救急医療施設等から依存症専門医療機関等への連絡体制を整備する等の体制を構築している場合は、「精神科救急・依存症医療等連携事業」として、「**精神科救急医療体制整備事業**」で申請される**事業費に連携加算率(最大7%)を乗じた額を交付額として**、「精神科救急医療体制整備事業」に加算する。

また、精神科救急医療体制整備事業の交付額の算定に当たっては、精神科救急・依存症医療等連携事業の交付額を除いて算定する。

連携加算率の算定方法

(1) アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症毎に、年度内に依存症専門医療機関を選定する場合はそれぞれ0.5%、依存症治療拠点機関を選定する場合はそれぞれ1%、依存症相談拠点を設置する場合はそれぞれ0.5%を加算する。

なお、年度内に全ての依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関及び依存症相談拠点を選定(設置)する場合は、更に1%を加算する。

ただし、1つの依存症につき複数の機関を選定(設置)したとしても、加算は同じ率とする。

(2) 上記(1)で算定された率を合計したものを連携加算率とする(最大7%)

【例】自治体で年度内に以下の体制を整備する場合

- ・全ての依存症の専門医療機関を選定済
- ・アルコール健康障害、薬物依存症の治療拠点機関を選定予定
- ・アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談拠点を設置済

	アルコール	薬物	ギャンブル	計	全て選定(設置)	連携加算率
専門医療機関	○ 0.5%	○ 0.5%	○ 0.5%	1.5%	× 1%	5%
治療拠点機関	○ 1%	○ 1%	× 1%	2%		
相談拠点	○ 0.5%	○ 0.5%	○ 0.5%	1.5%		

交付額の算定方法

(精神科救急医療体制整備事業の事業費が2億円の場合)

現行

1. 精神科救急医療体制整備事業
(事業費)2億円 × (補助率)1/2 = (交付額)1億円

→ 事業費2億円の負担額:自治体1億円、国1億円



改正後(連携加算率が5%の場合)

1. 精神科救急・依存症医療等連携事業
(事業費)2億円 × 5% = (交付額)0.1億円(a)

2. 精神科救急医療体制整備事業
((事業費)2億円 - 0.1億円(a)) × (補助率)1/2
= (交付額)0.95億円(b)

3. 交付額合計
0.1億円(a) + 0.95億円(b) = 1.05億円

→ 事業費2億円の負担額:自治体0.95億円、国1.05億円

(4) 精神保健指定医制度の見直しについて

- 平成28年より開催された「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定等のあり方について具体的な検討を進めることとされたところ、指定医の資格の不正取得の再発防止と資質確保の観点から、以下の対応を実施する。

※適用期日:平成31年(2019年)7月1日

<口頭試問の導入>

- ・ ケースレポートの審査に加えて口頭試問を実施

<ケースレポートの見直し>

- ・ 指定医の職務である措置入院、医療保護入院の症例を必須化
- ・ 3年以上の精神科実務経験期間中の偏りない症例経験を求める
- ・ 精神障害の分野と症例数を見直し(6分野8症例→5分野5症例)

<指導医の要件等の見直し>

- ・ 一定期間、指定医の指定を受けていることを指導医の要件に追加。また、指導医の役割に関する記載を充実

- 各都道府県・指定都市におかれては、制度の適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底をお願いする。
- なお、制度の見直しに関する告示、通知等については、厚生労働省のホームページに、順次、掲載しているので確認いただきたい。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenshiteii.html>

告示改正の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件について(概要)

1. 改正の趣旨

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定を受けようとする者は、同項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験(以下「経験」という。)を有することが必要であるとされている。
- 近年の精神医療の現状を踏まえ、また、指定医の資質確保の観点から、当該精神障害及び程度について見直しを行うもの。

2. 改正の内容

- (1) 法第18条第1項3号に規定する「精神障害及び程度」を、医療現場で定着している国際疾病分類第10版に準ずる分類に見直すとともに、各項目につき1例以上とする。(次ページ参照)
- (2) 指定医の指定の要件として求めている経験について、
 - ① 指定医の判断による非自発的入院に関する経験を積むよう、措置入院者又は医療保護入院者に係る経験に限ることとし、各経験についていずれも1例以上含むこととする。
 - ② 非自発的入院の必要性の判定に関する経験を積むよう、医療保護入院者の入院時から担当し、かつ、入院時の指定医の診察に立ち会った経験を1例以上含むこととする。
 - ③ 精神科実務経験期間中に偏りなく経験を積むよう、申請前1年以内の経験を1例以上、申請をした日の1年前の日より前かつ申請前7年以内の経験を2例以上含むこととする。ただし、申請前1年以内の経験については、やむを得ない理由により申請前1年以内に診療又は治療に従事できない期間があると認められる場合は、この限りでない。
 - ④ 児童に係る症例に対する診断又は治療を経験するよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る経験を1例以上含むことが望ましいこととする。
 - ⑤ 地域移行の取組を評価する観点から、非自発的入院から任意入院へ切り替えた症例及び退院後支援を行った外来症例に関する経験をそれぞれ1例以上含むことが望ましいこととする。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

法第18条第1項第3号

4. 適用期日

適用期日：平成31年(2019)7月1日

- ※ 平成34年(2022)6月30日までに指定の申請をした者に係る(2)①(措置入院者に係る部分に限る。)から③(申請前7年以内の経験の部分を除く。)の要件については、満たすことが望ましいものとして取り扱う。 -100-

見直し前	見直し後
統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害(老年期認知症を除く。)又は老年期認知症のいずれか	症状性を含む器質性精神障害
統合失調症圏	精神作用物質使用による精神及び行動の障害(依存症に係るものに限る。)
躁うつ病圏	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)	気分(感情)障害
児童・思春期精神障害	次の各号に掲げる精神障害のうちいずれか 一 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 二 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 三 成人の人格及び行動の障害 四 知的障害(精神遅滞) 五 心理的発達の障害 六 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
症状性又は器質性精神障害(老年期認知症を除く。)	(削る)
老年期認知症	(削る)

【見直し前】 6分野 8症例	医療観察法 による入院	措置 入院	医療保 護入院	任意 入院
統合失調症圏 <u>2例以上</u>	○	○	○	
躁うつ病圏 <u>1例以上</u>	○	○	○	
中毒性精神障害 <u>1例以上</u>	○	○	○	
児童・思春期精神障害 <u>1例以上</u>	○	○	○	○
症状性又は器質性精 神障害 <u>1例以上</u>	○	○	○	
老年期認知症 <u>1例以上</u>	○	○	○	
上記のいずれかの症 例 <u>1例以上</u>	○	○		



【見直し後】 5分野 5症例	5症例	
	措置入院 <u>1例以上</u>	医療保護入院 <u>1例以上</u>
F0(老年期認知症、症状性 又は器質性精神障害等) <u>1例以上</u>	○	○
F1(中毒性精神障害等) <u>1例以上</u>	○	○
F2(統合失調症等) <u>1例以上</u>	○	○
F3(躁うつ病等) <u>1例以上</u>	○	○
F4~9 <u>1例以上</u>	○	○

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について(概要)

1. 制定の趣旨

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第18条第1項の規定による精神保健指定医(以下「指定医」という。)の新規の指定に係る事務の取扱いについては、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」(精神・障害保健課長通知平成22年2月8日付け障精発0208第2号)により定めているところである。
- 指定申請に当たっては、診断又は治療に従事した経験を有することを証するためにケースレポートの提出を定めているが、自ら診断、治療に十分に参与していない患者についてケースレポートを提出された事案があった。
- 指定医の資格の不正取得の再発防止及び指定医としての必要な資質を備えるために必要な経験の確認を適切に行えるよう、現行の通知の内容を見直し、障害保健福祉部長通知として新たに制定し直すもの。

2. 見直しの内容

- ① 指定医の指定に当たり、一定の場合には、ケースレポートの審査に加えて口頭試問を実施し、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認することとする。
- ② ケースレポートの対象となる症例について、退院後支援を行った外来症例についてケースレポートを作成する場合は、外来治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましいとする。
- ③ 申請者の指導を行う指導医について、一定期間、指定医の指定を受けていることを要件に追加することとする。また、申請者のケースレポート作成指導に当たり、指導医が証明する内容をより明確にすることとする。
- ④ ケースレポートは、医療現場で定着している国際疾病分類第10版に基づき作成することとする。また、ケースレポートの様式を見直し、関係法規に定める手続への対応について本文と別の記載欄を設け、本文では「入院時の状況」や「入院後経過」など、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を評価できる内容を記載することとする。
- ⑤ その他所要の改正を行う。

3. 適用期日

適用期日：平成31(2019)年7月1日

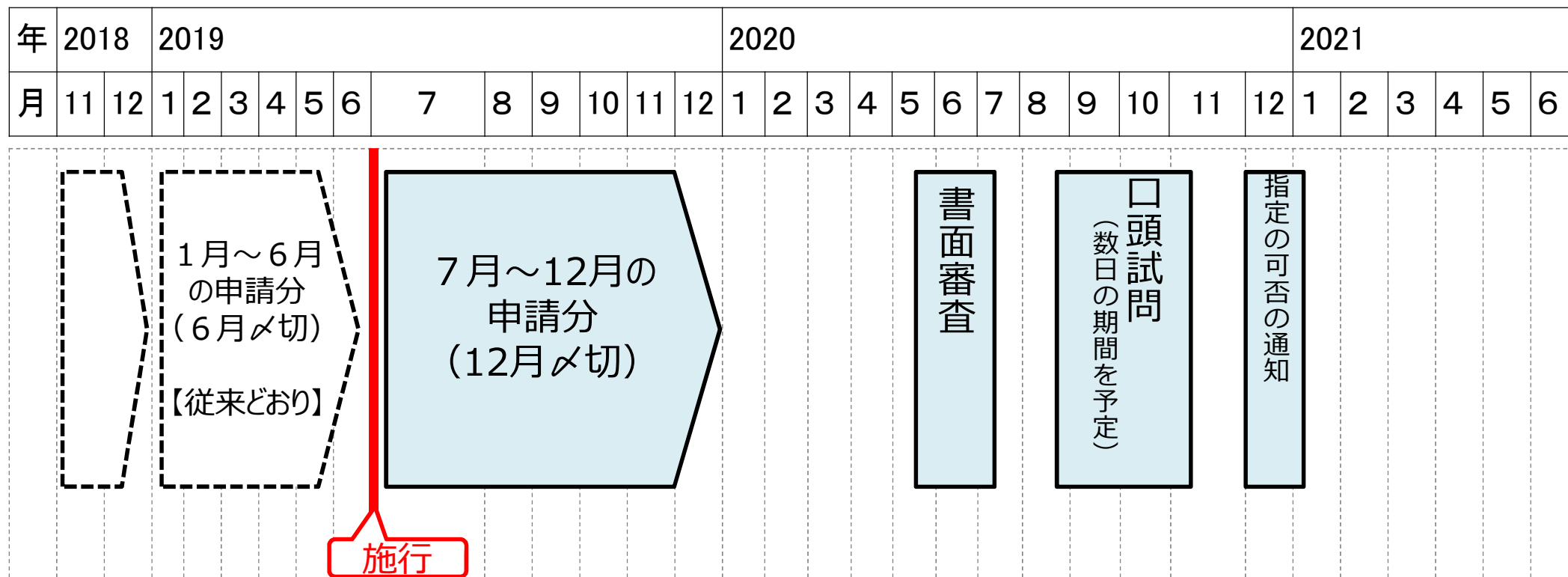
※ ただし、③の適用については、指定の申請をした者が平成32(2020)年7月以降に担当を開始した症例の指導医に限る。

※ 文字数は1200字～2000字程度とする。

今後のスケジュール

- ケースレポートの見直し(分野・症例数、様式等)は、2019年7月以降の申請分から適用予定。
- 口頭試問は、2019年7月以降の申請分の審査から実施予定。新評価基準で対応。
- 指導医の要件追加は、2020年7月から適用(2020年7月以降から担当した症例をケースレポートで提出する場合に新要件を満たす指導医による指導が行われていることを求める。)

※ それぞれの日程は目途であり、変更となる可能性があることにご留意ください



5 障害者差別解消法について

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、その取組状況の収集を行っている。各地方自治体におかれても、合理的配慮の提供を行うとともに、障害者差別解消法の意義や趣旨などが社会全体に一層浸透していくよう、努めていただきたい。

内閣府「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」(平成29年11月)より抜粋

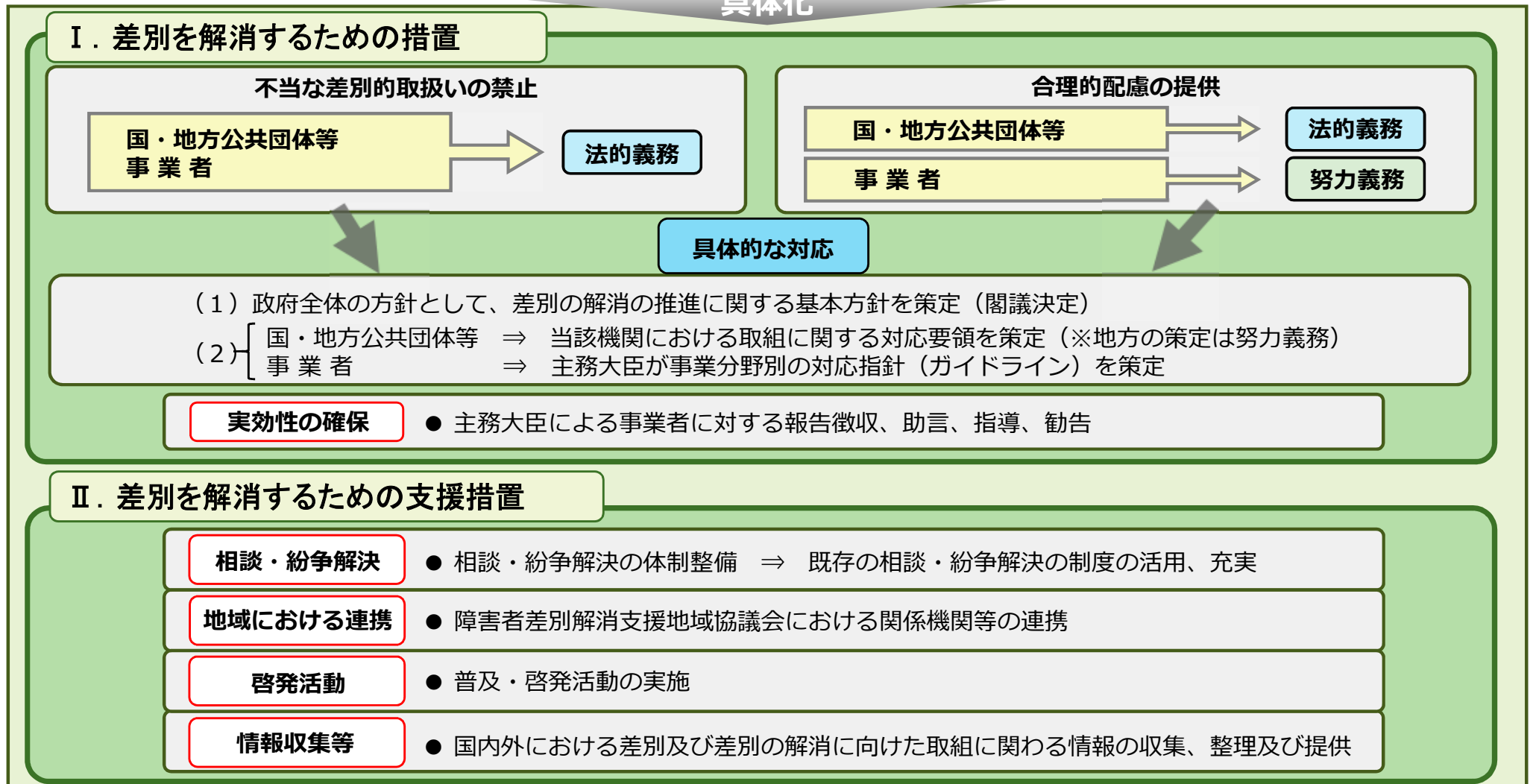
生活場面例	障害者からの合理的配慮提供の申出等	合理的配慮の提供内容
雇用・就業	【視覚障害者】研修を受ける場合に、通常の内容では受講が難しいことがある。例えば、パソコンスキルであれば、画面の読み上げソフトの使用を前提にしていない研修を受けても理解が困難。	視覚障害者向けの研修を受けられるよう配慮した。また、必要に応じて公共職業訓練(在職者訓練など)を活用することとした。
雇用・就業	【視覚障害者】職場のミーティングにおいて、途中で参加者の出入りがあると把握できない。	ミーティングを始めるときに今回の参加者を伝えるとともに、途中で出入りする者は「〇〇参加します／退席します」と声に出して知らせるようにした。また、ミーティング中に発言するときも毎回名乗ってから発言するようにした。
サービス	【視覚障害者】駐車場から店舗までの通路にある点字ブロック上に、他のお客の自転車が置かれており立ち往生してしまった。	店舗まで店員が案内するとともに、点字ブロック上の自転車は駐輪場へ移動させた。
雇用・就業	【聴覚・言語障害者】補聴器を使っているが、業務連絡の放送が聞き取りにくく、放送自体に気づかないこともある。	対応が必要と思われる業務連絡の場合には、同僚が確認の声かけを行うようにした。また、業務連絡を電子メールでも行うこととした。
雇用・就業	【聴覚・言語障害者】多人数の参加者がいる会議では、難聴により誰が発言しているのか区別しづらく、会議の流れが分からなくなってしまう。	複数の発言が交錯しないように一人ずつ発言することとし、発言前にはその都度手を挙げて名乗るようにした。
サービス	【聴覚・言語障害者】病院の待合室で診察順を待っているとき、呼び込まれても分からない。	通常は診察室から次の受診者の名前を呼んでいるが、待合室の座席まで呼びに行くようにした。
サービス	【聴覚・言語障害者】イベント開催時に手話通訳者が配置されていたが、会場が薄暗くて手話がよく見えない。	スポットライトを調整し、手話通訳者の立ち位置が明るくなるようにした。

生活場面例	障害者からの合理的配慮提供の申出等	合理的配慮の提供内容
行政	【盲ろう者】通訳・介助者を同行して会議に出席したが、通訳・介助者については、座席が決まっておらず、配付資料も準備されていなかった。	盲ろう者と意思疎通しやすい位置に、通訳・介助者の座席と配付資料を準備するようにした。
雇用・就業	【盲ろう者】就職試験において、筆記が困難なためパソコンを使用させてほしい。	受験者の障害に対応しているパソコンの持込みを認め、電子データを用いて出題・解答を行った。
サービス	【盲ろう者】聴覚障害者向けのイベントに参加したところ舞台上のスクリーンに要約筆記が表示されていたが、弱視でもあるのでスクリーン上の文字を読み取りづらい。	本人が所持していたパソコンと要約筆記者のパソコンをつなぎ、手元のモニターにも要約筆記が表示されるようにした。
雇用・就業	【肢体不自由】満員電車での通勤が困難だ。	オフピーク通勤や在宅勤務を活用し、満員電車の時間帯を避けて通勤できるようにした。
サービス	【肢体不自由】申込書類に自分で記入することができず、同行者もいないので、店員に代筆してほしい。	十分に本人の意向を確認した上で、店員が代筆による記入を行った。この際、記入内容について後で見解の相違が生じないように、複数の店員が立ち会った。
サービス	【知的障害者】初めて行く歯科医院だと、極度に施術を怖がってしまう。	事前に相談があったので、施術室の椅子に座って歯磨きの仕方に関する話をするなど、施術をしないで場に慣れるだけの機会を設けた。
行政	【精神障害者】大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。	別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるように配慮した。
災害	【発達障害者】長時間並んで待つのが苦手であったことから、避難所で配給の列に並べず、お弁当をもらうことができなかった。	障害者・乳幼児・高齢者など、長時間並ぶことが困難な人を対象に、別途配給するようにした。
雇用・就業	【内部障害者】日によって体調が変動するので、一律に定められている就業時間・休憩時間では、業務を行うことが難しい日がある。	体調不良の日には、就業時間内でも休憩室を利用できることとした。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



障害保健福祉部 施策照会先一覧 (厚生労働省代表 03-5253-1111)

施策事項 [資料頁]	所管課室	担当係	担当者	内線
1 平成31年度障害保健福祉部関係予算案について				
平成31年度障害保健福祉部関係予算案について [3頁]	企画課	経理係	鈴木	3015
2 障害者総合支援法等について				
(1)平成31年度障害福祉サービス等報酬改定について [9頁]	障害福祉課	評価・基準係	倉田	3036
(2)就学前の障害児の発達支援の無償化について [11頁]	障害福祉課	企画法令係	渡邊	3046
(3)地方分権について [12頁]	企画課	企画法令係	宗得	3017
(4)障害者手帳のカード化について [14頁]	企画課	人材養成・障害認定係	諏訪林	3029
(5)特別児童扶養手当等について [16頁]	企画課	手当係	多鹿	3020
3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について				
(1)地域生活支援事業等について [19頁]	自立支援振興室	地域生活支援係	岸	3077
(2)防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等への対応について [23頁]	障害福祉課	福祉財政係	保積	3035
(3)障害者の就労支援について [24頁]	障害福祉課	就労支援係	服部	3044
(4)相談支援の充実等について [46頁]	地域生活支援推進室	相談支援係	江端	3149
(5)平成29年度の障害者虐待に関する調査結果等について [53頁]	地域生活支援推進室	虐待防止対策係	江端	3149
(6)発達障害支援施策の推進について [62頁]	障害児・発達障害者支援室	発達障害者支援係	当新	3038
(7)医療的ケア児等への支援について [70頁]	障害児・発達障害者支援室	障害児支援係	有川	3037
(8)障害者の芸術文化活動に対する支援について [73頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	今釜	3071
(9)視覚障害者等の読書環境の整備について [78頁]	自立支援振興室	情報・意思疎通支援係	高村	3076
(10)ヒアリングループ（磁気誘導ループ）の普及促進について [79頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	今釜	3071
(11)海外から渡航する補助犬使用者への対応について [80頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	松橋	3071
(12)障害者自立支援機器等の開発促進について [82頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	松橋	3071
4 精神保健医療福祉施策の推進について				
(1)地方公共団体による退院後支援等について [87頁]	精神・障害保健課	企画法令係	野々山	3055
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について [90頁]	精神・障害保健課	地域精神医療係	瀬戸	3087
(3)依存症対策について [94頁]	依存症対策推進室	依存症対策係	岡本	3100
(4)精神保健指定医制度の見直しについて [99頁]	精神・障害保健課	精神医療係	高橋	3058
5 障害者差別解消法について				
障害者差別解消法について [105頁]	企画課	企画法令係	宗得	3017